

入間市一般廃棄物処理基本計画
ごみ処理基本計画編
【改訂原案】

平成29年0月



入 間 市

第1章 計画の概要	1
第1節 市の概要	1
1 市の概況	1
2 人口と世帯数	2
第2節 計画の背景と位置付け	3
1 計画の背景	3
2 計画の位置付け	3
第3節 計画の目標年度	4
第4節 計画の構成	4
第2章 ごみ処理の現状	5
第1節 ごみ処理の経緯	5
第2節 ごみ処理の現状	6
1 ごみ処理主体	6
2 ごみ処理フロー	7
第3節 ごみ処理の実績	8
1 ごみ総排出量の実績	8
2 処理・処分の実績	10
3 ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業	12
第4節 収集・運搬の現状	14
第5節 中間処理の現状	15
1 中間処理等の施設	15
2 余熱利用	16
3 ダイオキシン類の測定結果	17
第6節 最終処分の現状	18
第7節 ごみ処理経費	19
第3章 ごみ処理の課題と将来予測	20
第1節 ごみ処理の評価	20
第2節 ごみ処理の課題	21
1 排出抑制	21
2 資源化	21
3 収集・運搬	21
4 中間処理	21
5 最終処分	21
第3節 ごみ排出量の予測	22
1 人口の予測	22
2 事業活動の予測	23
3 ごみ排出量の将来予測	24
第4章 ごみ処理基本計画	27
第1節 ごみ処理の基本方針	27
1 基本方針	27

目次

2 基本施策	27
第2節 上位計画の数値目標	29
1 国及び県の計画	29
2 本市の上位計画	30
第3節 本計画の数値目標	31
1 ごみ排出量の目標	31
2 資源化率の目標	31
3 最終処分量の目標	32
第4節 個別施策	33
1 施策の体系	33
2 個別施策の目標	34
第5章 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	38
第1節 処理の現状	38
1 処理の実績	38
2 収集・運搬体制	39
3 処理施設	39
第2節 処理計画	40
1 収集・運搬計画	40
2 中間処理計画	40
3 最終処分計画	40
4 将来計画	40
第6章 計画の進行管理と推進体制	41
第1節 計画の進行管理	41
第2節 個別施策の目標を利用した進行管理	42
1 現況や取り組み状況の点検・評価	42
2 年次報告書の作成	42
第3節 計画の推進体制	42
1 入間市廃棄物減量等推進審議会が担う役割	42
2 入間市ごみ減量化等推進協力会が担う役割	42

用語の定義（本計画で使用する用語の定義）

用語	定義
ごみ排出量	家庭系ごみ＋事業系ごみ＋不法投棄ごみ
ごみ総排出量	ごみ排出量＋集団資源回収
資源化率	資源化量÷ごみ総排出量
最終処分量	最終処分量÷ごみ排出量

第1章 計画の概要

第1節 市の概要

1 市の概況

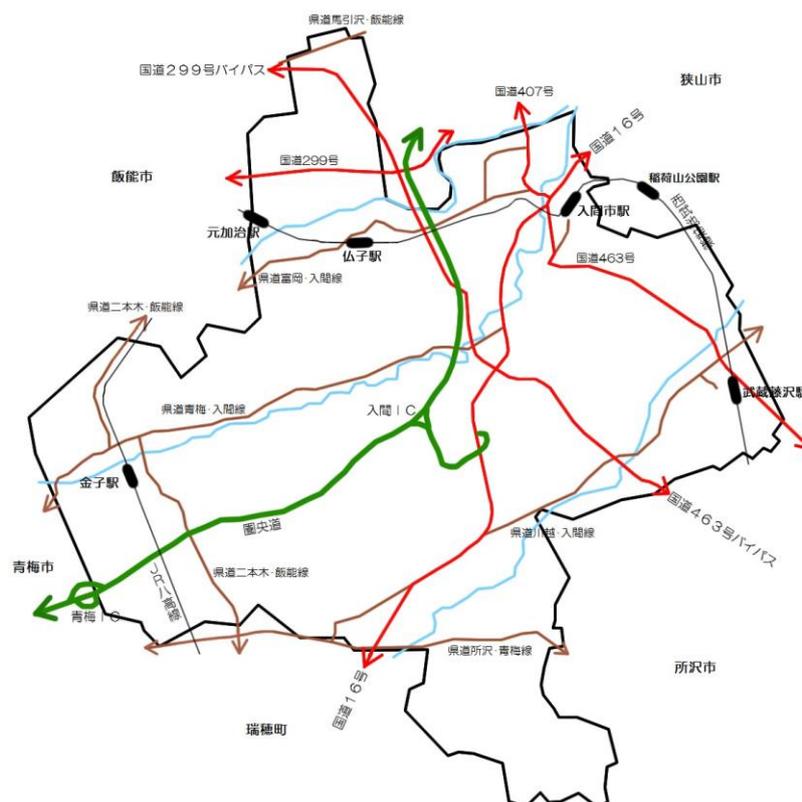
入間市（以下、「本市」という。）は、埼玉県西南部に位置する首都近郊都市で、都心から40キロメートル圏内にあります。面積は44.69平方キロメートルで、東は所沢市、北は狭山市、西は飯能市及び東京都青梅市、南は東京都西多摩郡瑞穂町とそれぞれ接しています。

市域全体は、海拔60メートルから200メートルのややなだらかな起伏のある台地と丘陵からなり、市東南端と市西北端には、それぞれ狭山丘陵と加治丘陵があり、市域の約10分の1を占める茶畑とともに緑の景観を保っています。また、市の西北部には荒川の主流である入間川が流れ、中央部に霞川、南部に不老川がそれぞれ東西に流れて豊かな自然環境と都市機能が調和したまちとなっています。

市内の主要道路は、国道16号をはじめ、299号・407号・463号の国道4路線、県道9路線が走り、平成8年には首都圏中央連絡自動車道が開通し、入間インターチェンジが国道16号に接続したことで、広域的に利便性が図られた交通網が形成されています。鉄道は、西武池袋線の入間市駅・武蔵藤沢駅・仏子駅・元加治駅とJR八高線の金子駅があり、バス路線が39系統運行されています。

本市では、『香り豊かな緑の文化都市』を将来都市像に掲げ、首都圏にあって変化に富んだ自然と、その中で育まれた伝統文化と、新しい文化の融合によるコミュニティが年々広がっています。

入間市の概況図



2 人口と世帯数

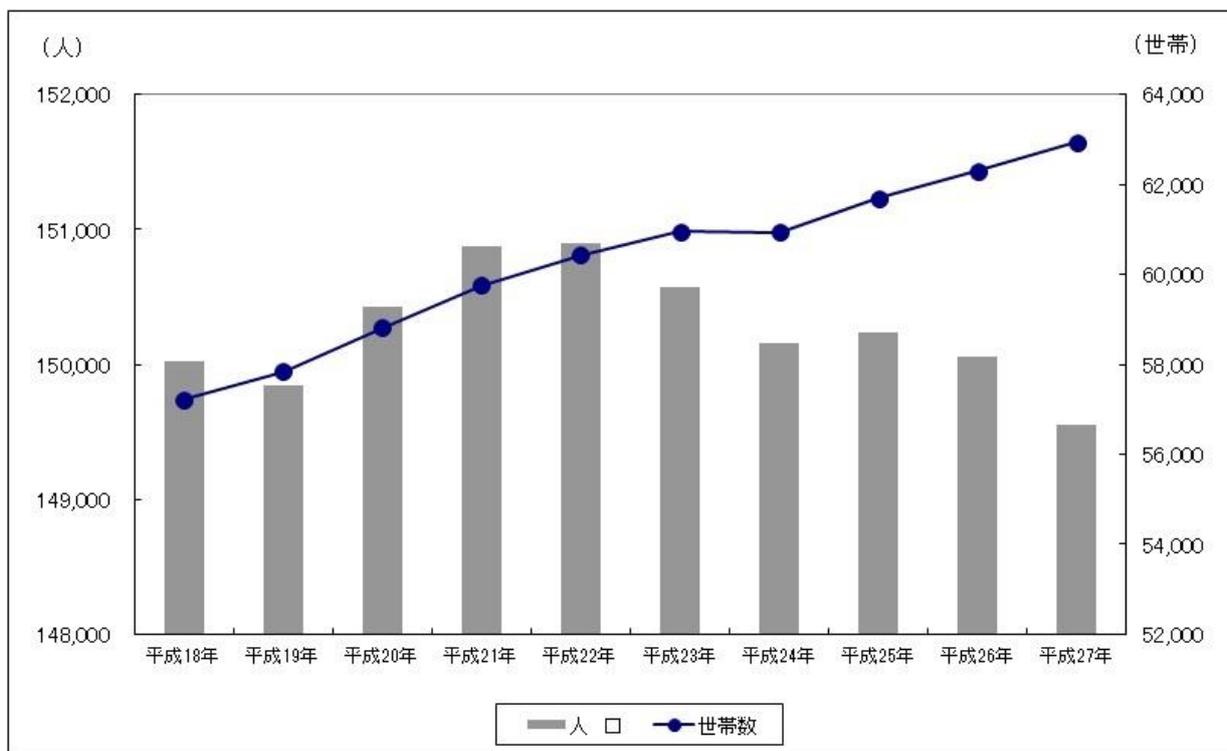
平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間に人口は 470 人減少（▲0.3%）、世帯数は 5,718 世帯（10%）増加しています。

人口、世帯数の実績

年	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
人口 (人)	150,026	149,840	150,423	150,877	150,901	150,578	150,161	150,238	150,060	149,556
世帯数 (世帯)	57,227	57,845	58,813	59,760	60,430	60,955	60,945	61,686	62,305	62,945

※各年 10 月 1 日 出典：入間市住民基本台帳

人口、世帯数の推移



第2節 計画の背景と位置付け

1 計画の背景

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき策定するもので、本市の区域内から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定めるものです。

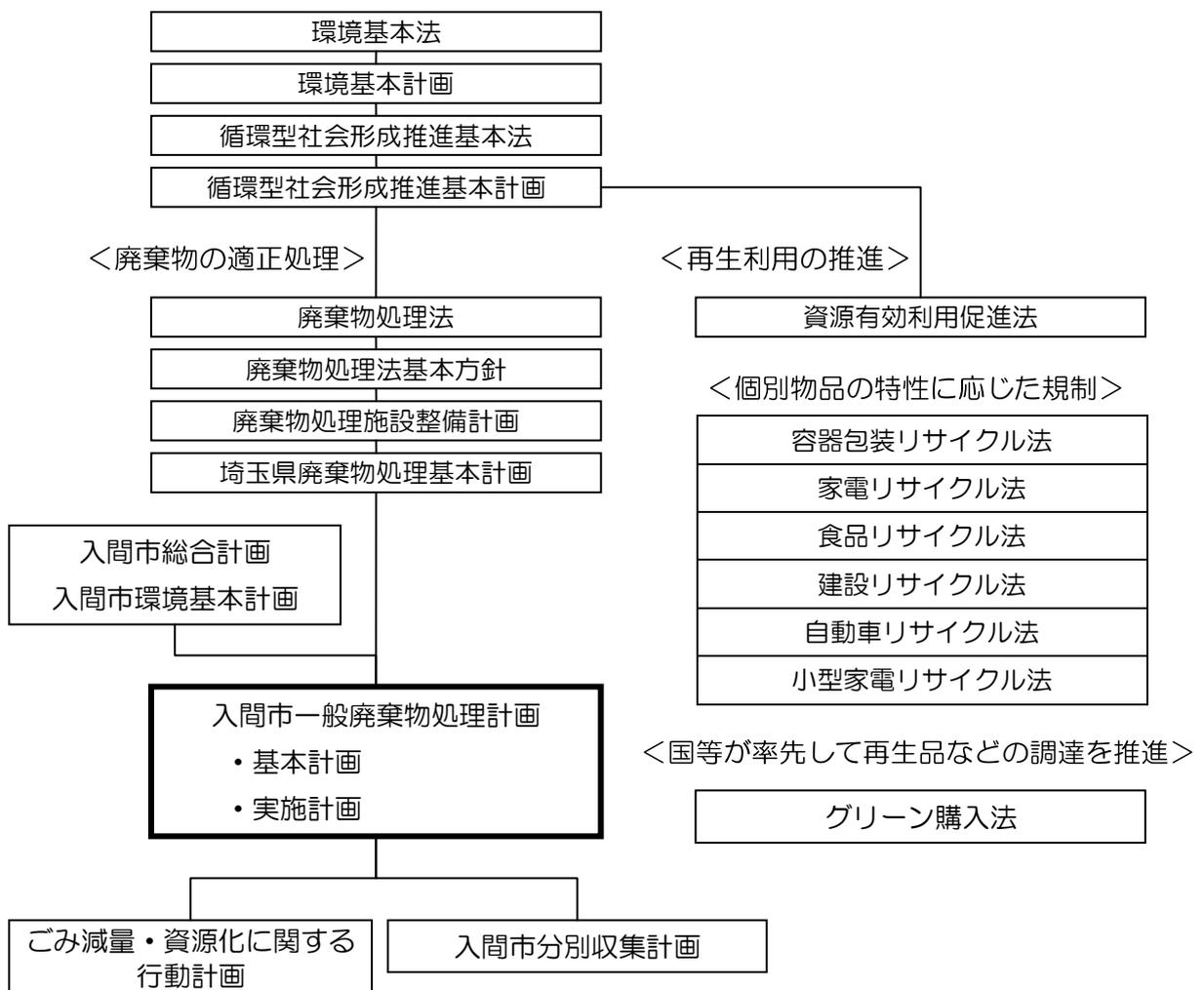
平成18年度に策定、平成24年度に改訂した入間市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）が、改訂からおおむね5年を経過したこと、またこの間の社会情勢の変化や現状を踏まえ、今後も循環型社会の形成を計画的に推進するため改訂します。

2 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、入間市総合計画、その他の関連計画と整合を図っていきます。また、計画に示す個別施策については、ごみ減量・資源化に関する行動計画で具体化を図ります。

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

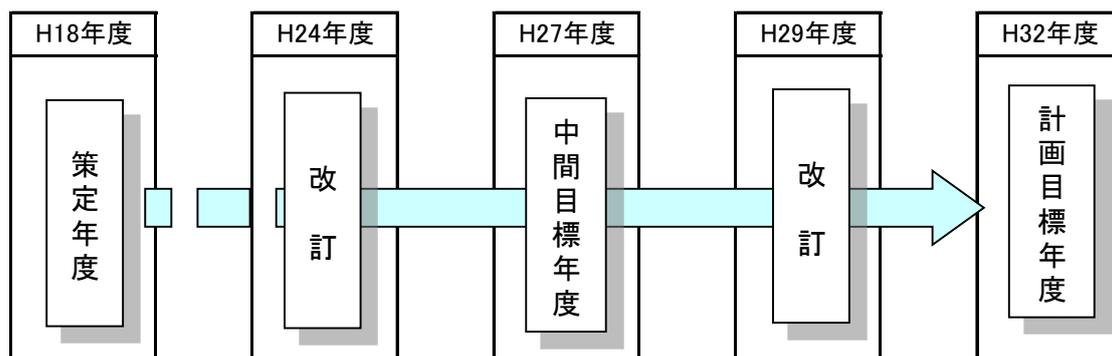
一般廃棄物処理計画と他の計画との関係



第3節 計画の目標年度

計画は、計画期間を平成18年度から平成32年度までの15年間となっており、計画目標年度を平成32年度とします。計画の前提となる諸条件の変動によっては、必要に応じて今後も見直しを行います。

計画の目標年度



第4節 計画の構成

計画は、「ごみ処理基本計画」と、生活排水処理基本計画の内「し尿及び浄化槽汚泥の処理計画」で構成しています。「し尿及び浄化槽汚泥の処理計画」を除いた「入間市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画編）」は別途策定しています。（平成28年3月）

第2章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の経緯

ごみ処理の経緯

年 月	内 容
昭和31年4月	一部地域を対象にごみ収集を開始
昭和35年4月	扇町屋地区に固定炉焼却炉（焼却能力4トン/日）が稼動 その後、昭和37年、昭和41年に増設、焼却能力11t/日となる。
昭和45年12月	宮寺地区に機械式焼却炉（焼却能力90t/日）が稼動
昭和46年1月	豊岡・藤沢・西武地区のごみ収集が週2回となる。
昭和53年4月	分別収集区分を可燃、不燃、粗大、資源（ビン）の4分別とする。
昭和56年4月	有害ごみの収集を開始
昭和60年4月	清掃事業所（宮寺）流動床式焼却炉（焼却能力120t/日）が稼動
昭和62年7月	粗大ごみの有料収集を開始
昭和63年3月	宮寺地区の機械式焼却炉を廃止
昭和63年6月	プラスチック・ビニール類の分別収集を開始
昭和63年10月	清掃事業所（宮寺）の焼却炉を改造、焼却能力138t/日となる。
平成元年3月	金子地区でプラスチック減容施設が運転開始 850kg/h
平成元年6月	市内全域で可燃ごみ収集が週3回となる。
平成3年6月	資源ごみ（缶、古布、紙類）の分別収集を開始
平成4年9月	入間市一般廃棄物最終処分場の埋立開始
平成8年4月	総合クリーンセンター完成（焼却能力150t/日、粗大ごみ処理能力40t/日）
平成9年10月	透明・半透明収集袋を導入
平成11年4月	リサイクルプラザオープン 宮寺清掃センター焼却炉を休止
平成13年1月	ペットボトル分別収集を開始
平成15年12月	金子地区のプラスチック減容施設が運転停止
平成16年1月	プラスチック・ビニール類の資源化を開始
平成19年4月	雑がみ分別収集、資源化を開始
平成21年9月	事業系ごみ搬入規制の開始（分別の強化・徹底）
平成22年4月	事業系紙類（新聞、ダンボール等）の搬入規制開始
平成23年4月	事業系プラスチック・ビニール類、発砲スチロール類の搬入規制開始
平成26年4月	小型家電リサイクルの開始 事業系ごみ処理手数料の改定

第2節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理主体

本市における収集・運搬については、すべて民間委託により行っています。

中間処理については、可燃・不燃・粗大ごみは市が直営で運営する入間市総合クリーンセンターで運転委託を行っています。資源ごみは、缶、ビン、有害ごみについては市が運営し、運転委託を行っています。ペットボトル、古布・紙類、プラスチック・ビニール類については民間施設に処理委託しています。

最終処分については、可燃・不燃・粗大ごみは焼却、破碎、選別を行った後の物性により、その処分方法が分かります。また、資源ごみについては、民間委託により資源化を行っています。

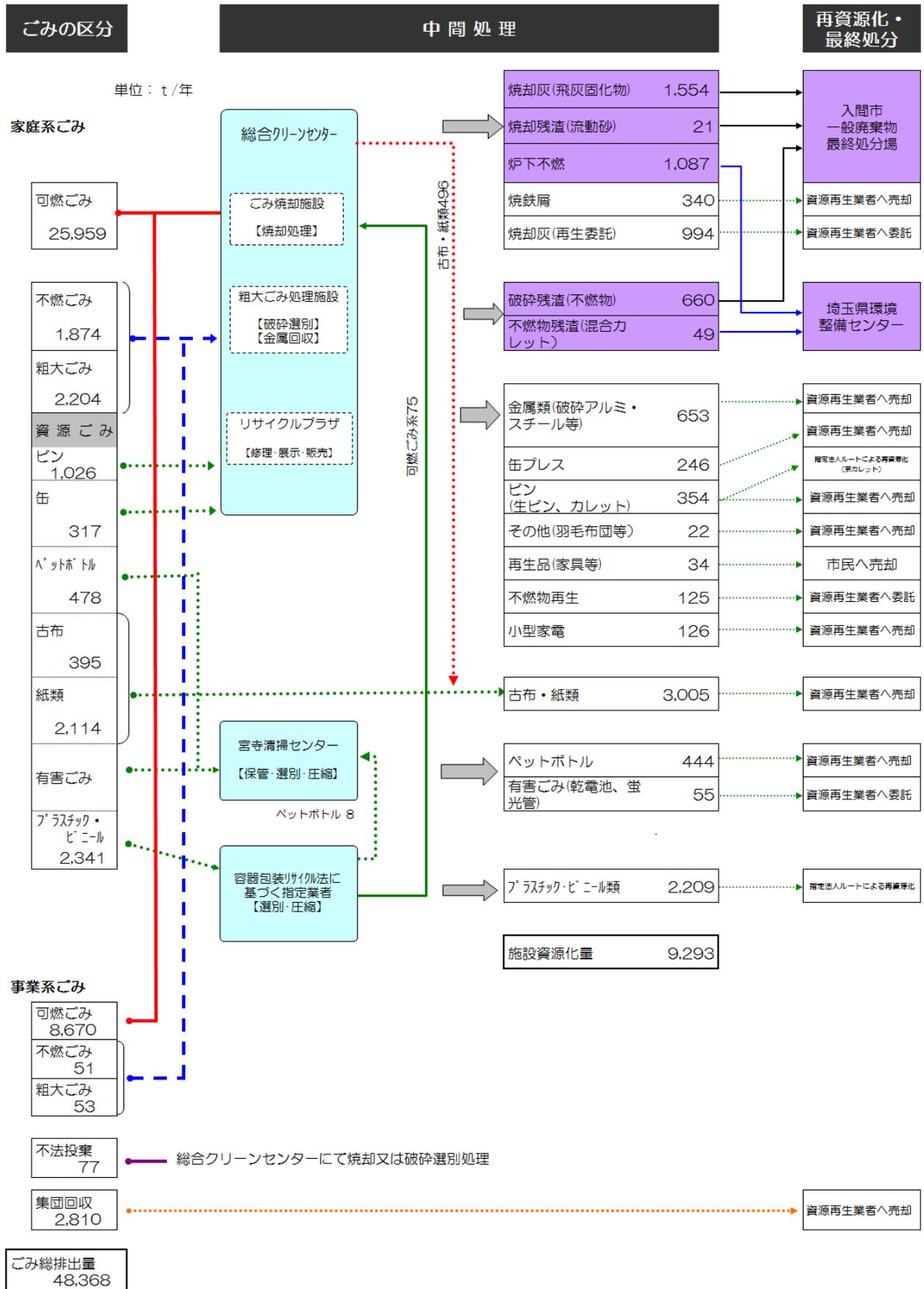
埋立処分は、入間市一般廃棄物最終処分場と埼玉県環境整備センターに分かります。

ごみ処理主体

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
可 燃 ご み		委 託	焼 却 直営（運転委託）	焼却灰 委託（人工砂原料化）
				焼却灰 直営（埋立）
				焼却残渣 委託（埋立）
不 燃 ご み		委 託	破碎選別 直営（運転委託）	破碎後資源化 委託（資源化）
				破碎不適物 委託（資源化）
				破碎不燃物 直営（埋立）
				処理困難物 委託（資源化）
粗 大 ご み		委 託	選別破碎 直営（運転委託）	破碎後資源化 委託（資源化）
				破碎不燃物 直営（埋立）
				処理困難物 委託（資源化）
資 源 ご み	缶	委 託	選別圧縮 直営（運転委託）	委託（資源化）
	ビン	委 託	選 別 直営（運転委託）	委託（資源化）
	ペットボトル	委 託	選別圧縮 委 託	委託（資源化）
	古布・紙類	委 託	選別圧縮 委 託	委託（資源化）
	プラスチック・ ビニール類	委 託	選別圧縮 委 託	委託（資源化）
	有害ごみ	委 託	選 別 直営（運営委託）	委託（資源化）

2 ごみ処理フロー

ごみ処理フロー（平成27年度）



第3節 ごみ処理の実績

1 ごみ総排出量の実績

ごみ総排出量は、平成23年度から平成27年度までの5年間に2,916t減少(▲5.7%)しています。また、人口も1,022人減少(▲0.7%)しています。

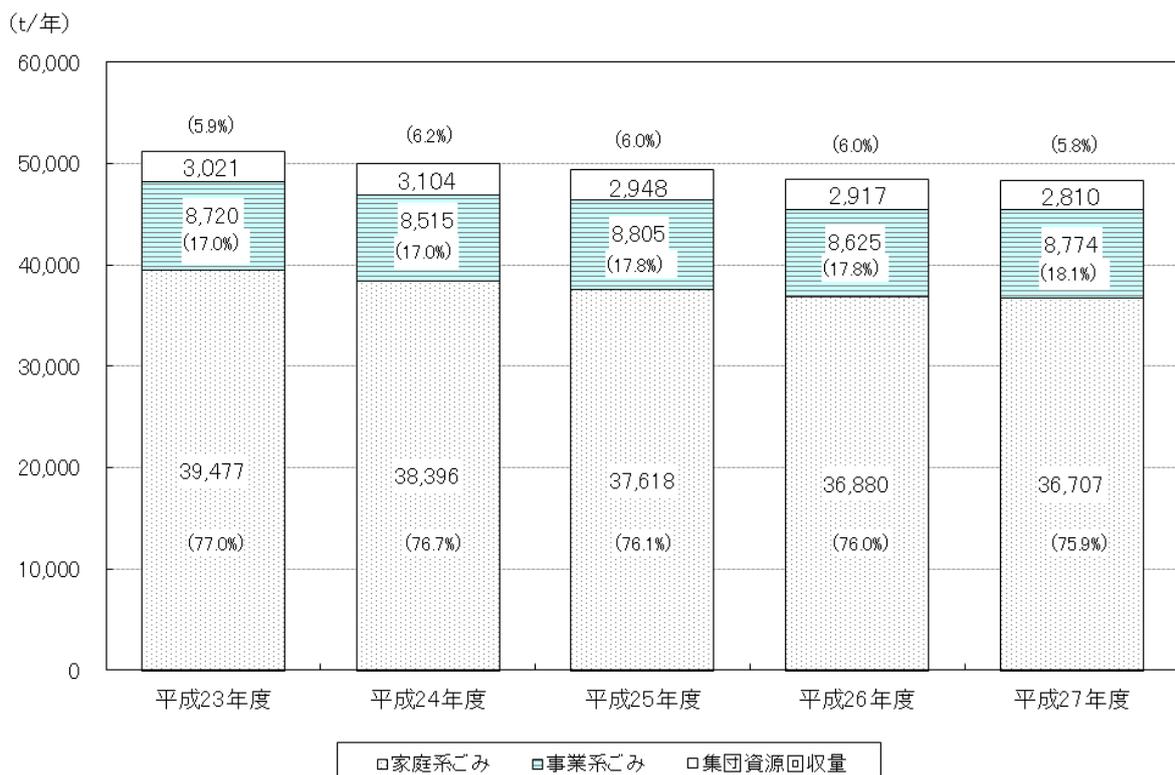
ごみ総排出量のうち家庭系ごみは、39,477tから36,707tへ2,770t減少(▲7.0%)、1人1日あたりの排出量でも46g減少(▲6.4%)しています。対して事業系ごみは、増減を繰り返し、54t増加(0.6%)しています。集団資源回収量は、3,021tから2,810tへ211t減少(▲7.0%)しています。

ごみ総排出量の実績

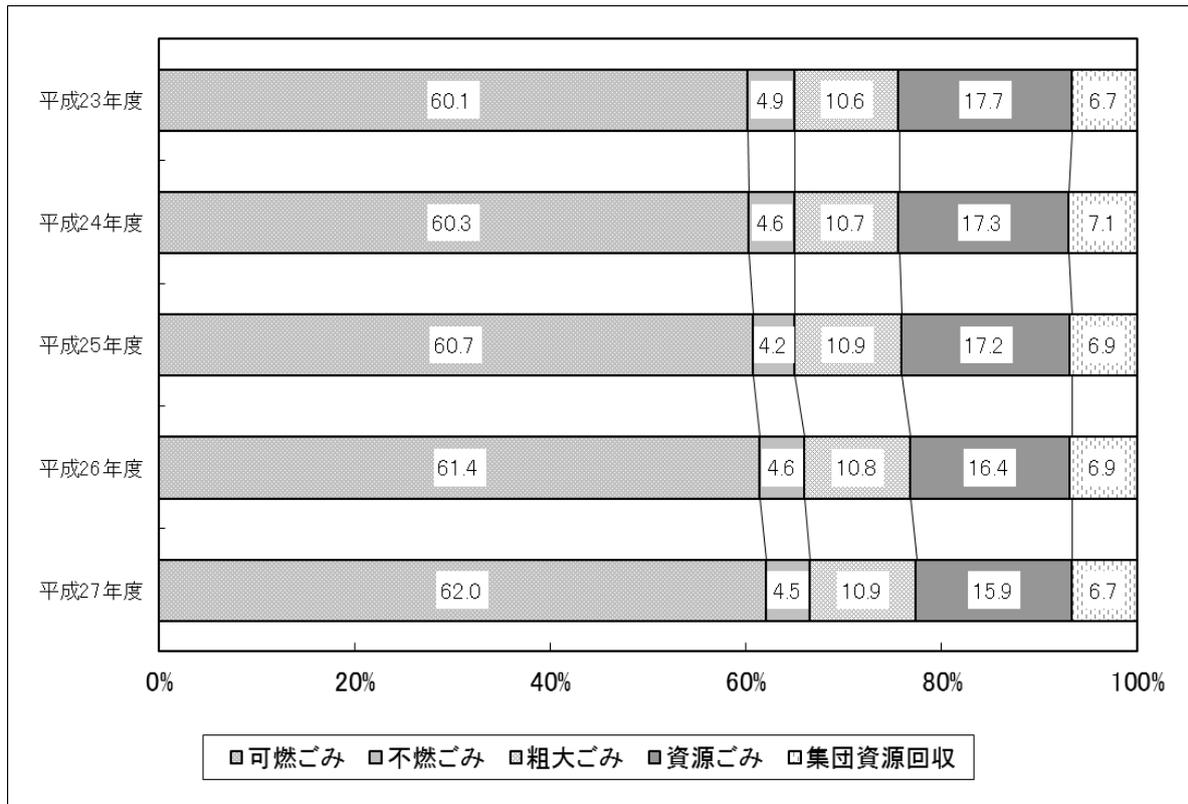
区分	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	人	150,578	150,161	150,238	150,060	149,556
ごみ総排出量 *1	t/年	51,284	50,070	49,406	48,507	48,368
家庭系ごみ	t/年	39,477	38,396	37,618	36,880	36,707
事業系ごみ	t/年	8,720	8,515	8,805	8,625	8,774
不法投棄	t/年	66	55	35	85	77
集団資源回収量	t/年	3,021	3,104	2,948	2,917	2,810
1人1日あたりのごみ総排出量	g/人/日	933	914	901	886	886
1人1日あたりの家庭系ごみ	g/人/日	718	701	686	673	672
1人1日あたりの集団資源回収量	g/人/日	55	57	54	53	51

*1 ごみ総排出量：家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみ・集団資源回収量の合計です。

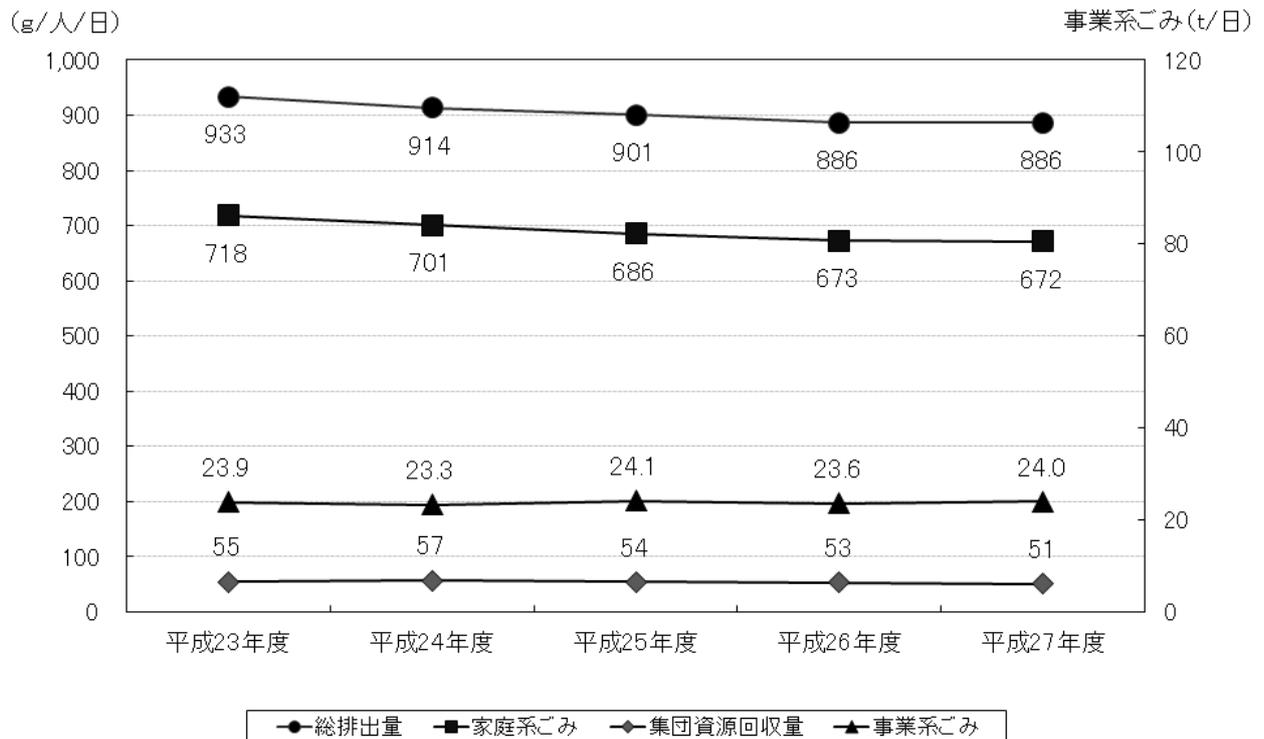
ごみ総排出量の推移



家庭系ごみ（集団資源回収含む）の排出割合



1人1日あたりのごみ総排出量の推移



※事業系ごみは、1日あたりの排出量です。

2 処理・処分の実績

資源化量は、平成23年度から平成27年度までの5年間に1,558 t 減少（▲11.4%）しています。

資源化量のうち集団資源回収量は、3,021 t から 2,810 t へ 211 t 減少（▲7.0%）、施設資源化量は、10,640 t から 9,293 t へ 1,347 t 減少（▲12.7%）しています。特に施設資源化量が減少した理由は、民間事業者のリサイクルが進んでいるため、古布・紙類の回収量が年々減少していることが大きな要因です。

最終処分量は、増減を繰り返していますが、これは焼却灰の人工砂等への資源化量の増減によるものです。なお、資源化を進めるため、平成26年度から小型家電リサイクルに取り組んでいます。

処理・処分の実績

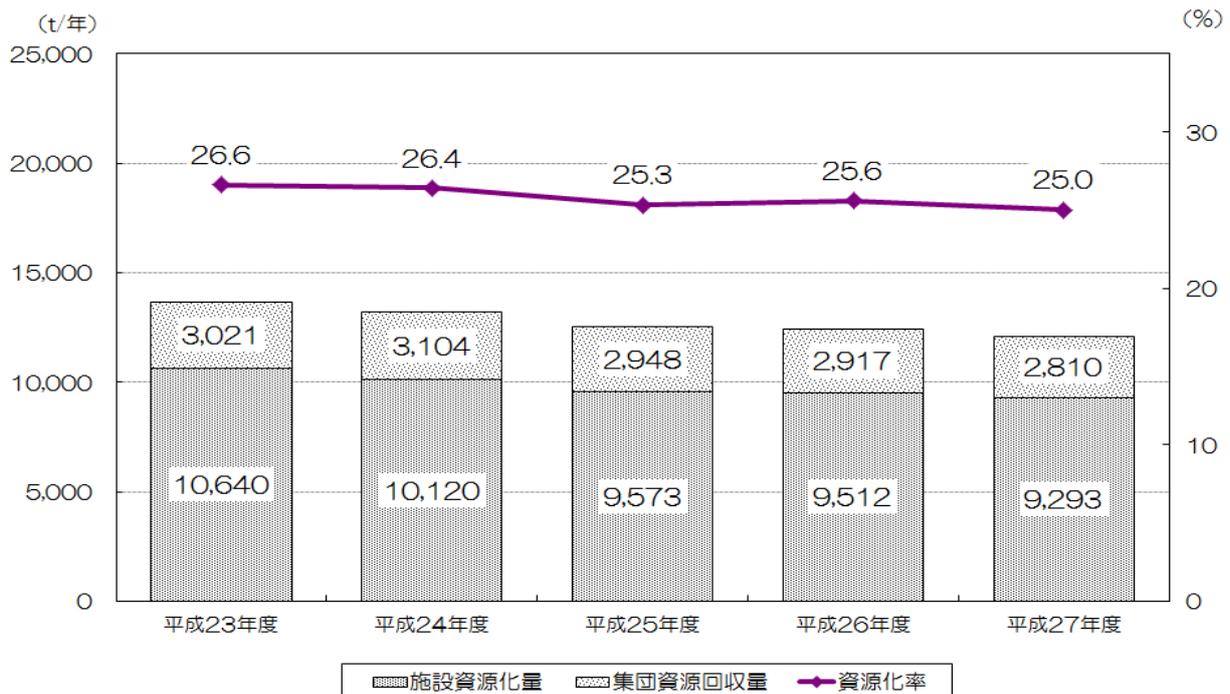
区分	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ごみ排出量 *1	t/年	48,263	46,966	46,458	45,590	45,558
ごみ総排出量 *2	t/年	51,284	50,070	49,406	48,507	48,368
資源化量	t/年	13,661	13,224	12,521	12,429	12,103
集団資源回収量	t/年	3,021	3,104	2,948	2,917	2,810
施設資源化量	t/年	10,640	10,120	9,573	9,512	9,293
資源化率 *3	%	26.6	26.4	25.3	25.6	25.0
最終処分量	t/年	3,774	3,851	4,153	3,703	3,371
最終処分率	%	7.8	8.2	8.9	8.1	7.4

*1 ごみ排出量：家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみの合計です。

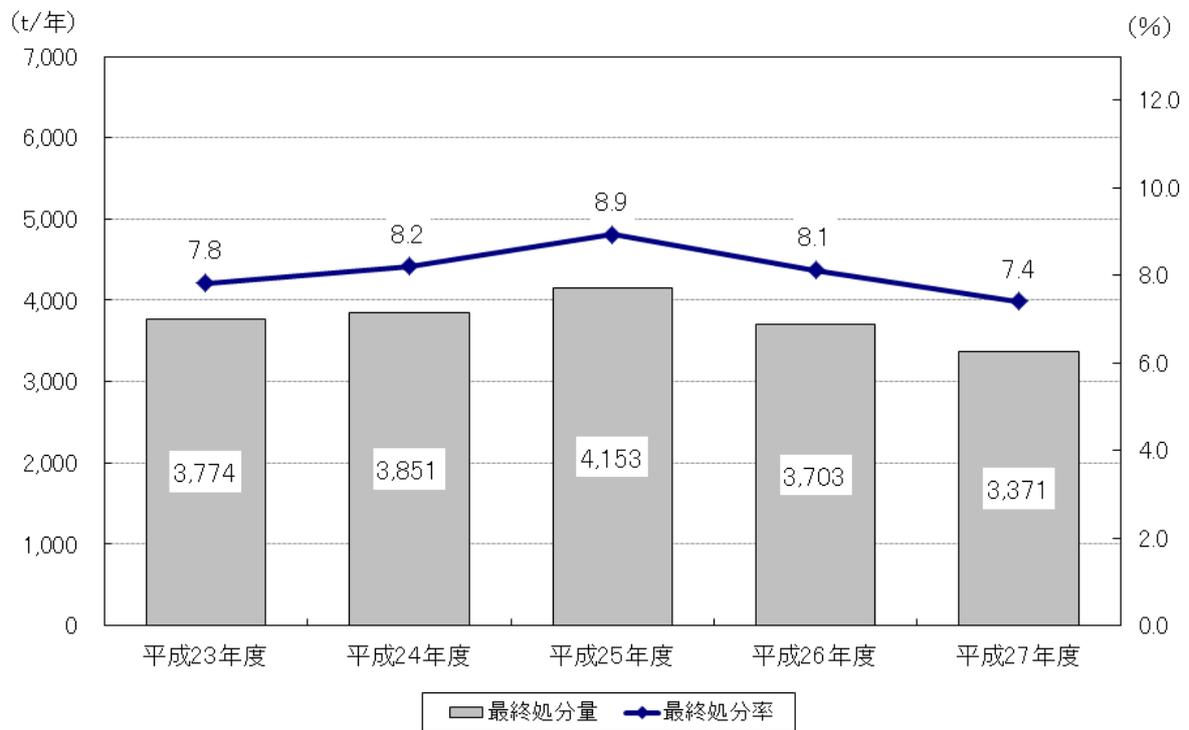
*2 ごみ総排出量：家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみ・集団資源回収量の合計です。

*3 資源化率：資源化量をごみ総排出量で割った数値です。

資源化量（率）の推移



最終処分量（率）の推移

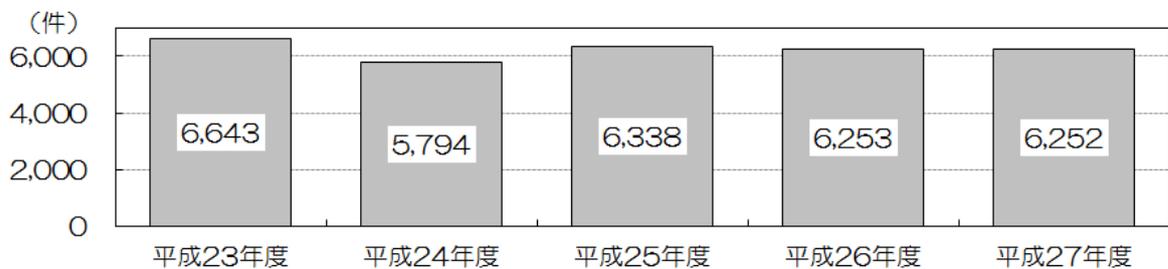


3 ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業

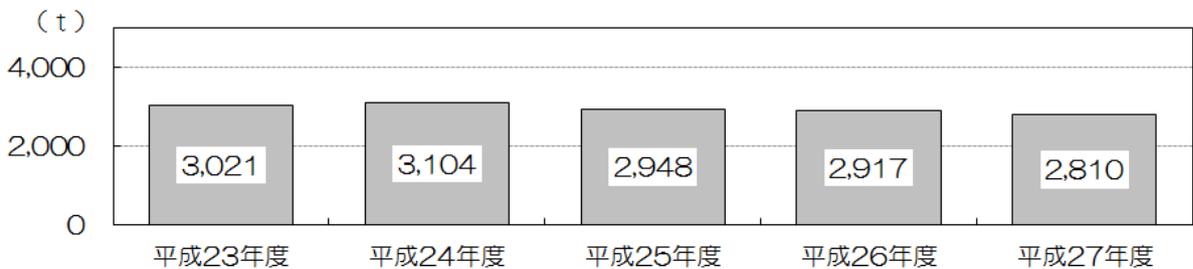
本市では、1人1日あたりのごみの排出量を削減するため「ごみ減量・資源化に関する行動計画」を策定し、減量指標として「めざそう!! ひとり1日100gのごみ減量」を進めています。その達成に向けて市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量・資源化を推進するため、リサイクルプラザを中心に次のような活動を行っています。

- ① 不用となった家具や自転車等を再生して販売する。
- ② 資源物を回収する団体に対し補助金を交付する。
- ③ 生ごみの減量と堆肥化を促進するため、生ごみ処理機器購入者に補助金を交付する。
- ④ 「リサイクルの日」等各種事業を実施する。

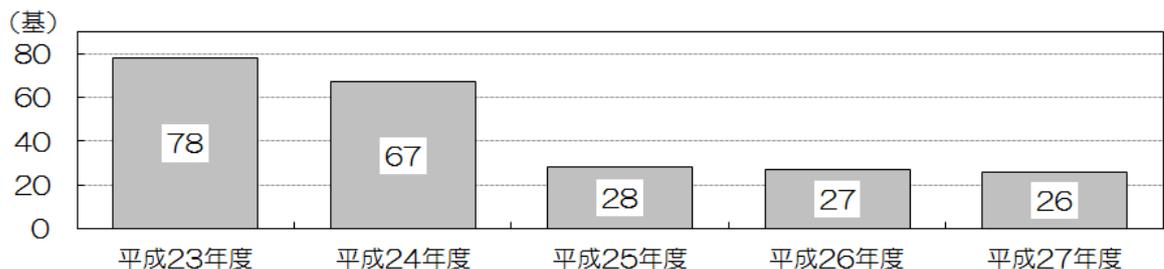
再生品等販売件数の推移



集団資源回収量の推移



生ごみ処理機器（コンポスト+電気式）の購入費補助金交付件数



ごみ減量推進事業・リサイクルプラザ事業

区 分		単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
再生品販売	件数	件	6,643	5,794	6,338	6,253	6,252	
	金額	円	4,043,000	3,745,741	3,773,680	3,702,080	3,596,620	
物品譲渡 (再生品等提供)	件数	件	44	28	39	39	32	
	重量	kg	847	697	700	527	531	
資源再利用	集団資源回収量	t	3,021	3,104	2,948	2,917	2,810	
	奨励補助金	円	12,094,201	12,427,959	11,801,476	11,677,376	11,248,244	
生ごみ処理機器	コンポスト	交付件数	基	72	49	18	21	20
		補助金額	円	211,321	159,410	56,100	60,918	73,216
	電気式	交付件数	基	6	18	10	6	6
		補助金額	円	111,400	312,551	166,112	109,500	110,500
リサイクルプラザ視察 及び研修来館者		人	1,545	1,768	1,760	1,614	1,693	
体験教室	開催数	教室	14	17	23	22	23	
	参加人数	人	109	172	217	239	216	
売ります 買います	新規登録 件数	件	5	2	1	0	0	
	売買成立 件数	件	1	0	1	0	0	
おもちゃ病院	利用件数	件	151	308	222	256	267	
よろず修理	利用件数	件	40	31	35	57	61	
マイ・バッグ製作	開催回数	回	10	10	10	10	10	
	参加人数	人	56	106	41	104	67	
布ぞうり作り	開催回数	回	10	10	10	10	10	
	参加人数	人	62	65	92	80	81	
廃油の利用 (学校給食 センター などから)	廃油使用量	㍓	282	360	212	320	254	
	粉せっけん	kg	35	35	35	35	35	
	固形せっけん	個	2,350	3,000	1,600	2,500	1,950	

第4節 収集・運搬の現状

分別収集の現状

区分	具体例	収集頻度	収集場所	収集容器
可燃ごみ	生ごみ・木の枝、葉・貝殻・紙おむつ・靴・かばん・ビデオテープ・ボールなど	週3回	集積所	無色透明又は白色半透明の袋
不燃ごみ	金属類（なべ、フライパン、アルミホイル等）・せともの・ガラス製品・小型家電製品・硬いプラスチック製品など	週1回	集積所	無色透明の袋
資源ごみ	プラスチックビニール類	週1回	集積所	無色透明の袋
	古布	月2回	集積所	無色透明の袋
	紙類	月2回	集積所	種類ごとにひもでしばるなど
	ビン	月2回	集積所	無色透明の袋
	缶	月2回	集積所	無色透明の袋
	ペットボトル	月2回	集積所	無色透明の袋
	有害ごみ	月2回	集積所	無色透明の袋
粗大ごみ	タンス・自転車・カーペット・布団など	随時（申込制）	戸別収集	—

排出禁止物（市では収集できないごみ）

有毒性物質を含むもの	農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性もしくは強アルカリ性の物質
危険性のあるもの	揮発油（ガソリン、ベンジン、シンナー等）、廃油類、灯油、ガスボンベ、火薬類、消火器、バッテリー
著しく悪臭を発するもの	汚物、汚泥
容積、重量及び長さが著しく大きいもの	ピアノ、自動車部品（タイヤ、バンパー、マフラー等）、耐火金庫、浴槽、浄化槽等
家電リサイクル法・資源有効利用促進法の対象になっているもの	エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン
その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められるもの	ペンキ等の塗料、家庭菜園等で使用した土・石・砂等
産業廃棄物	

第5節 中間処理の現状

1 中間処理等の施設

焼却処理施設、破碎処理施設の概要

施設名称	入間市総合クリーンセンター	
所在地	入間市大字新久 127 番地 1	
稼動年月	平成 8 年 4 月	
焼却処理施設	処理対象	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
	焼却方式	流動床式准連続焼却炉
	処理能力	150 t / 16h (50 t / 16h × 3)
	余熱利用*	温水利用
破碎処理施設	処理対象	不燃性粗大ごみ、不燃ごみ、空缶、空ビン
	処理方式	破碎・選別・圧縮・保管
	破碎処理能力	40 t / 5h
	缶選別処理能力	5 t / 5h
	ビン選別処理能力	12 t / 5h

※詳細は「2 余熱利用」の項を参照

リサイクルプラザの概要

施設名称	入間市リサイクルプラザ
所在地	入間市大字新久 127 番地 1
稼動年月	平成 11 年 4 月
施設概要	リサイクル展示ホール、再生工房室、リサイクル研究室、交換バザー PRコーナー、図書情報室、体験学習室、研修室、温室

資源化施設の概要

施設名称	宮寺清掃センター
所在地	入間市宮寺 2656 番地
稼動年月	昭和 60 年 4 月
休止年月及び 施設の有効利用	平成 11 年 4 月に焼却施設及び破碎施設の運転を休止 休止後は、施設内の空スペースを有効利用し、次に示す資源物の選 別・保管等を行っています。
処理対象	古布、ペットボトル、不燃物、焼却残渣、廃乾電池・廃蛍光管、カレ ット

2 余熱利用

総合クリーンセンターでごみを焼却する際に発生する熱エネルギーのうち余熱として利用可能な熱量は、753 万 kJ/h に達します。発生した余熱は無駄にすることなく、隣接するペアーレ埼玉等で余熱利用を図っています。

余熱利用の概要

利用先	内 容	利用熱量
ペアーレ埼玉	温水プール、風呂	418 万 kJ/h
リサイクルプラザ	給湯、温室	272 万 kJ/h
総合クリーンセンター	給湯等	63 万 kJ/h
計		753 万 kJ/h (=180 万 kcal)

※ kJ/h (キロジュールパーアワー)・・・1 時間あたりの発熱量

※ 1 kcal=4.186 kJ として換算

3 ダイオキシン類の測定結果

焼却施設では、ダイオキシン類の濃度測定を行っています。

すべての調査において排出、処理基準を満たしています。

なお、灰中のダイオキシン類の濃度測定については、平成27年度から、最終処分場への埋め立て時の状態である灰（固化灰）中の濃度を測定しています。

焼却施設のダイオキシン類濃度測定結果

測定時期	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
	排ガス中濃度			灰（飛灰）中濃度		
	単位：ng-TEQ/m ³ N			単位：ng-TEQ/g		
平成23年7月	0.43	0.05	0.26	0.97	0.70	1.30
平成24年7月	0.60	0.71	0.47	0.76	0.63	0.51
平成25年7月	1.10	0.54	0.57	1.60	0.73	1.50
平成26年7月	0.44	0.53	0.79	1.50	1.40	0.92
基準値	5.00（排出基準）*1			3.00（処理基準）*2 【参考値】		

（平成27年度）

測定時期	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
	排ガス中濃度			灰（固化灰）中濃度		
	単位：ng-TEQ/m ³ N			単位：ng-TEQ/g		
平成27年7～8月	0.62	0.40	0.78	1.60（1～3号炉の混合灰）		
基準値	5.00（排出基準）*1			3.00（処理基準）*2 【参考値】		

*1 上記排出基準は平成14年12月1日から適用

*2 上記処理基準「3.00」は、排出されるばいじん（飛灰）を埋め立てる場合に使用する基準値（「ばいじん及び焼却灰等の処分を行う際の基準値」）ですが、ダイオキシン類対策特別措置法施行の際（平成12年1月15日）に、既に設置されていた特定施設である廃棄物焼却炉から排出される灰を薬剤処理により処分する限りこの基準は適用されません。

※ ng（ナノグラム）…重さを表す単位。1ngは10億分の1グラム。

※ m³N（立法メートルノルマル）…気圧を標準状態(0℃, 1気圧)に換算した時の体積を表す単位。

※ TEQ…ダイオキシン類の濃度（毒性の強さ）を表示する際に用いられる記号。

第6節 最終処分の現状

最終処分場の概要

施設名称	入間市一般廃棄物最終処分場
所在地	入間市大字木蓮寺 94 番地 1
埋立開始	平成 4 年 9 月
埋立予定期間 *1	平成 4 年度～40 年度
計画埋立容量	121,673m ³
残余容量	41,791m ³ (平成 28 年 3 月現在)

*1 埋立予定期間については、「最終処分場残余量測定業務委託」の結果を基に、平成 26 年度の残余量測定値 (44,799 m³) から、平成 27 年度の同測定値 (41,791 m³) を引いた体積の差 (3,008 m³) を毎年埋め立てたと仮定して設定したものです。

平成 27 年度末現在で、およそ 13 年分の残余量を確保していますが、今後も、ごみの減量化と飛灰の資源化を継続して実施し、最終処分場の延命化を図っていきます。

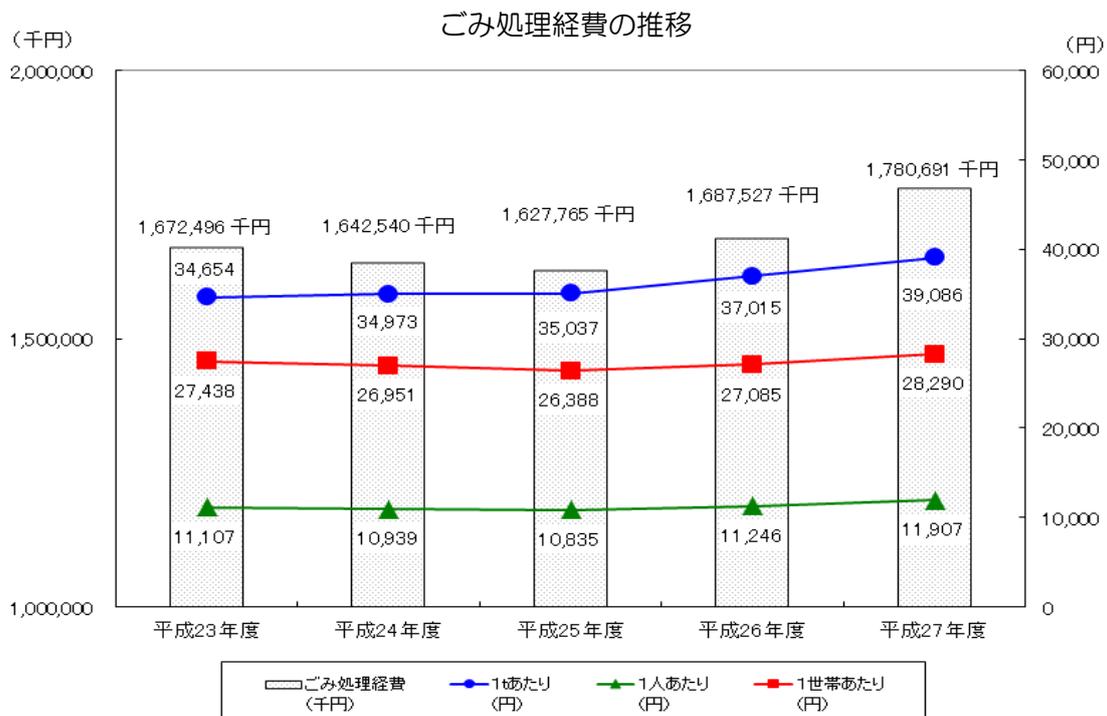
第7節 ごみ処理経費

ごみ処理経費は、平成27年度は約17億8千万円で、平成23年度から約1億円増加しています。これは、平成27年度から施設の長寿命化に向けた改修工事を実施しているためで、その工事費の増加が主な理由です。平成27年度は1tあたりに換算すると、39,086円、1人あたりでは11,907円、1世帯あたりでは28,290円となっています。

ごみ処理経費

区分	ごみ排出量 (t)	ごみ処理経費 (千円)	1tあたり (円)	1人あたり (円)	1世帯あたり (円)
平成23年度	48,263	1,672,496 (248,159)	34,654	11,107	27,438
平成24年度	46,966	1,642,540 (215,267)	34,973	10,939	26,951
平成25年度	46,458	1,627,765 (203,675)	35,037	10,835	26,388
平成26年度	45,590	1,687,527 (198,181)	37,015	11,246	27,085
平成27年度	45,558	1,780,691 (302,528)	39,086	11,907	28,290

※ごみ処理経費の下段、()については、ごみ処理経費のうち定期修繕費および改修工事費の額



第3章 ごみ処理の課題と将来予測

第1節 ごみ処理の評価

平成24年度の改訂では、評価、目標をより明確にするため、家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみ量から、家庭系ごみ及び事業系ごみそれぞれに目標を掲げ、平成27年度を中間目標年度としました。この中間目標に対して、実績値を比較してみます。

1人1日あたりの家庭系ごみの排出量は、中間目標656gに対して、実績値672gで、16g目標を達成できませんでした。目標を達成できなかった大きな理由は、平成24年度から平成26年度までは毎年ごみ量が大きく減少していますが、平成27年度は景気上昇等によりごみ量の減少が小さかったことによるものです。(P8参照)

また、事業系ごみの排出量は、中間目標の8,744tを平成26年度に達成していましたが、同様に事業活動が活発になったことなどの理由により、30t目標を達成することができませんでした。

資源化率は、平成23年度以降25%以上で推移しており大きな変化はなく、今後も更なるごみ分別の啓発を推進する必要があります。

最終処分場量は、中間目標2,800t以下に対して、実績値3,371トンで、571t目標を達成することができませんでした。(P10参照)

ごみ排出量等の中間目標値と実績値

区 分	ごみ排出量 *1		資源化率 *2	最終処分量 *3
	家庭系ごみ	事業系ごみ		
平成27年度中間目標	656g/人/日	8,744t/年	28%以上	2,800t/年以下
平成27年度実績	672g/人/日	8,774t/年	25.0%	3,371t/年 (62g/人/日)

※平成27年度の中間目標は、平成24年度の改訂時に設定した数値です。

*1 ごみ排出量：家庭系ごみ・事業系ごみ・不法投棄ごみの合計です。

*2 資源化率：資源化量をごみ総排出量で割った数値です。

*3 最終処分量：資源化できず焼却処理した後に残る可燃物の灰分、可燃物・不燃物の燃え残りの量であり、市及び県の最終処分場への埋立処分量です。

第2節 ごみ処理の課題

1 排出抑制

3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の英語の頭文字〕の取り組みを促進し、現在の排出量の減少傾向を持続させることが必要です。事業者については、自己処理責任を啓発することが必要です。

また、処理手数料については、ごみ処理費用や近隣自治体の状況等が大きく変化した場合には、受益者負担の観点から適正な料金となるよう見直しの検討をする必要があります。

2 資源化

本市の環境基本計画で定める目標の30%以上を達成するためには、焼却灰の資源化に加え、破碎処理後、埋立処分している硬質プラスチック類や小型家電、雑がみ等のさらなる資源化を検討する必要があります。

3 収集・運搬

分別排出の徹底や収集効率の向上を図る必要があります。また、高齢者等のごみ出し支援等を福祉関係部所と連携を図り、検討する必要があります。

4 中間処理

総合クリーンセンターは平成8年3月に竣工し、設置時の機能を維持するため、定期点検、定期修繕等の整備を行っていますが、稼働年数が長くなるのに比例して老朽化が進んできています。従来の定期修繕とは別に、平成27年度から5ヶ年計画で、耐用年数が概ね10年以上経過した機器や基幹部品の改修工事に着手しており、これを継続することで施設の長寿命化を推進する必要があります。

また、旧ごみ焼却施設である宮寺清掃センターは、平成11年4月の休止から15年以上が経過し老朽化が進んでおり、解体撤去、跡地利用について検討が必要です。

5 最終処分

平成16年度から本格的に開始した焼却灰の資源化により最終処分場の残余期間は、計画目標年度を超えて埋立が可能となります。今後は、さらなる資源化の推進、ごみの減量啓発により、最終処分場への埋立量の削減に取り組む必要があります。

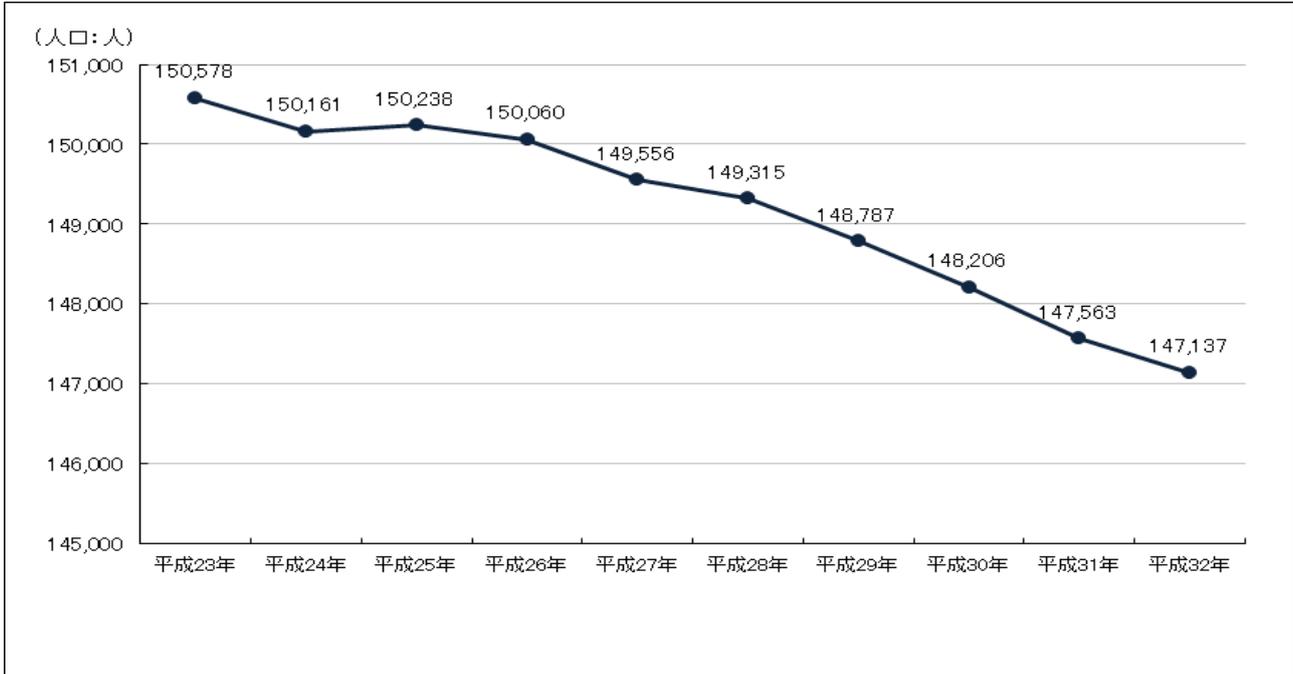
また、次期最終処分場建設の整備については、自区内処理の原則のもと、市民の合意に基づいた最終処分場を確保するため、地権者や地元住民等の意見を踏まえながら周辺環境に配慮し、適正な整備計画の作成に着手していく必要があります。

第3節 ごみ排出量の予測

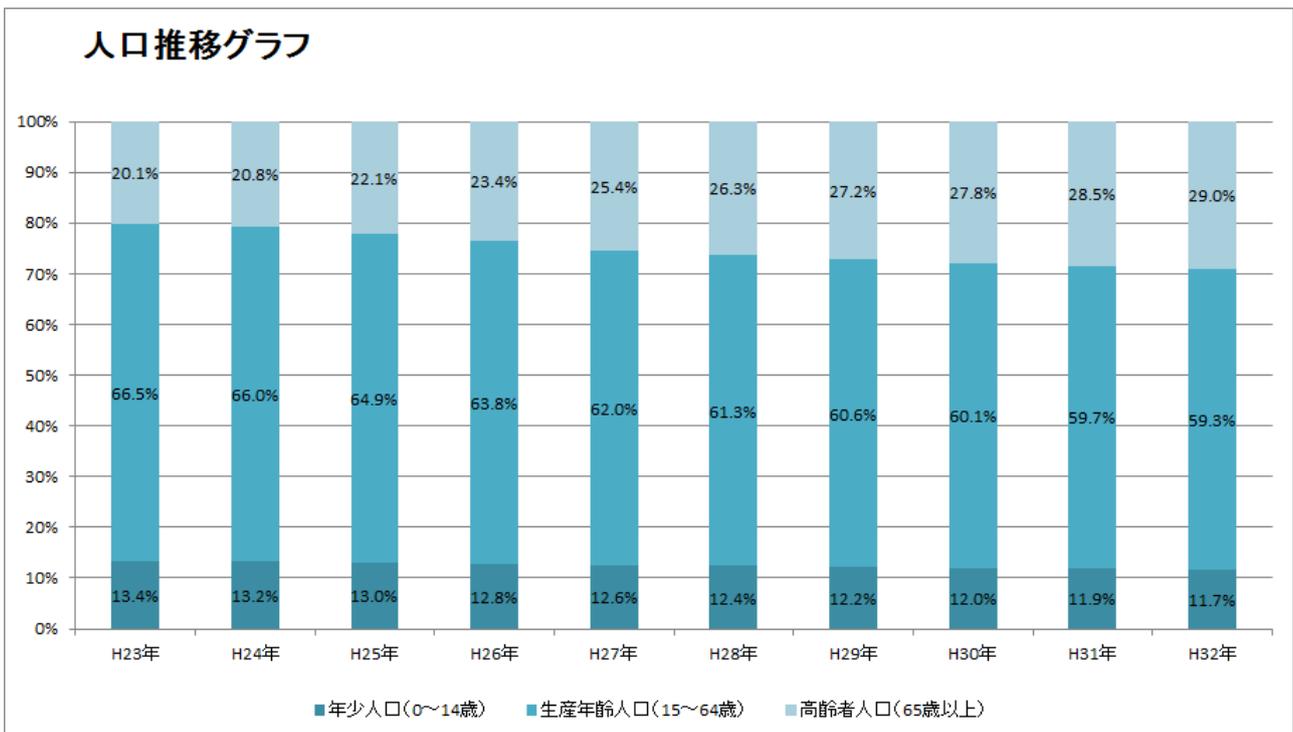
1 人口の予測

本市においては、平成23年1月1日現在の151,004人をピークに、人口は緩やかに減少傾向にあり、平成23年度から平成32年度までに3,441人減少(▲2.3%)すると見込んでいます。

人口の予測



※人口予測は「まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン2015」より



出典：第6次入間市総合計画・前期基本計画基本構想

2 事業活動の予測

事業所数と従業員数の推移をみると、平成3年度から平成21年度までは緩やかな増加傾向で推移していましたが、平成21年度を境に減少傾向にあります。

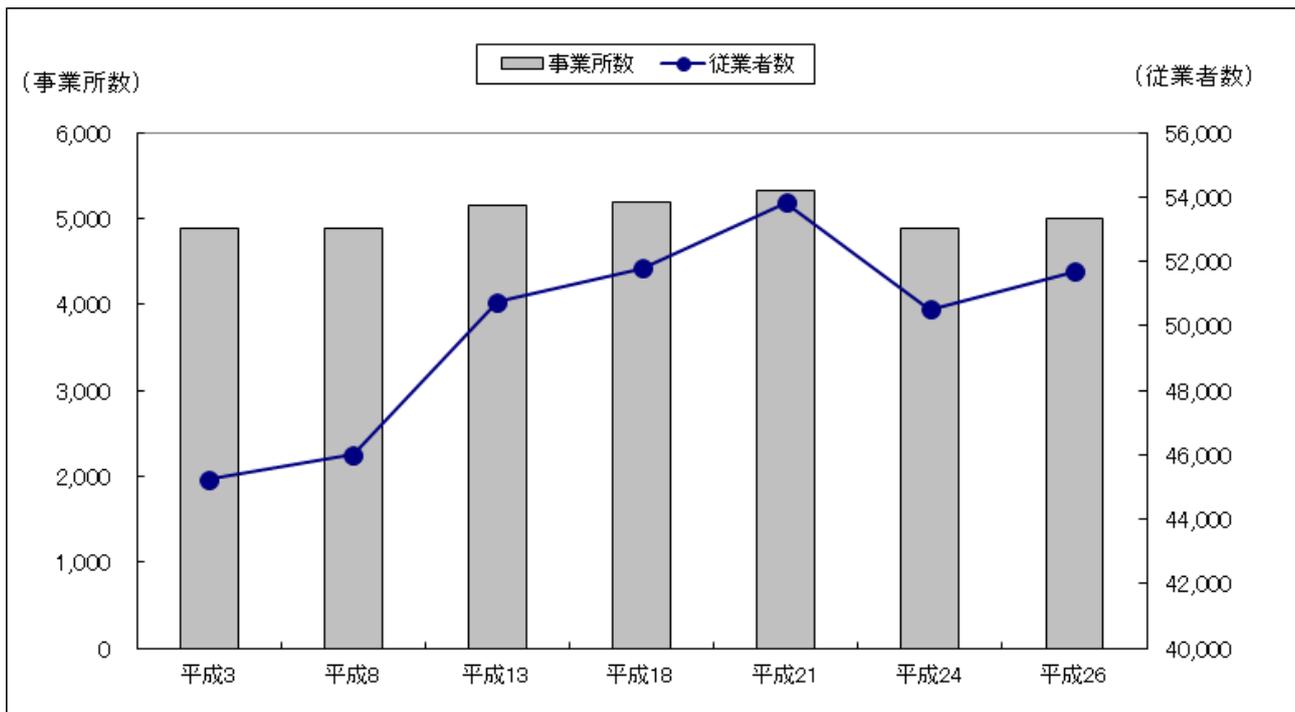
今後の事業活動は、人口の減少傾向や事業所、従業者数の実績の推移、社会経済状況を考慮すると、ほぼ現状で推移すると見込まれます。

事業所、従業者数の実績

年度	平成3	平成8	平成13	平成18	平成21	平成24	平成26
事業所数	4,875	4,886	5,152	5,189	5,315	4,874	5,003
従業者数	45,230	45,996	50,749	51,774	53,818	50,511	51,691

出典：事業所・企業統計調査

事業所、従業者数の推移

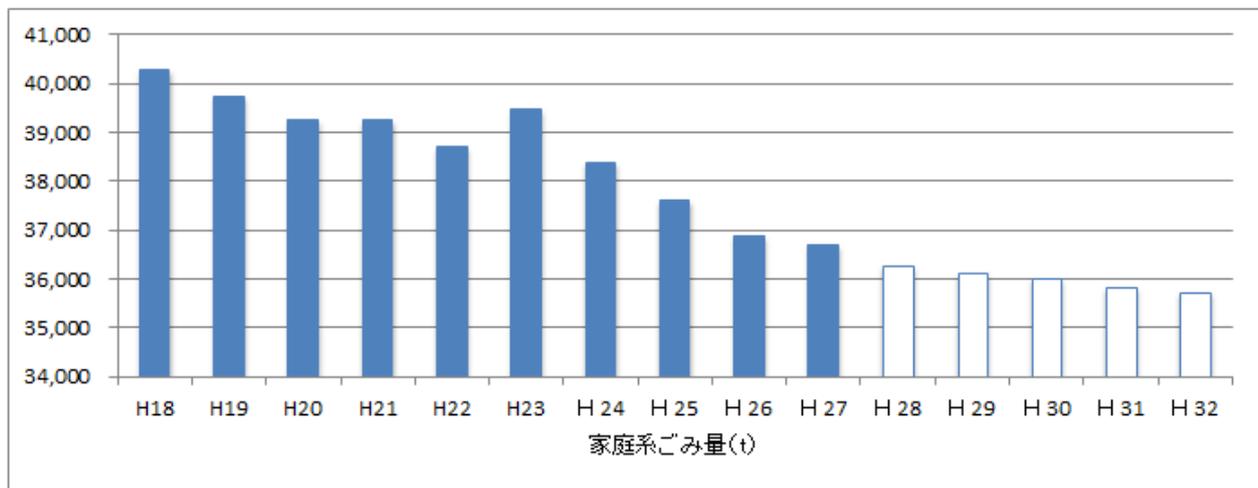


3 ごみ排出量の将来予測

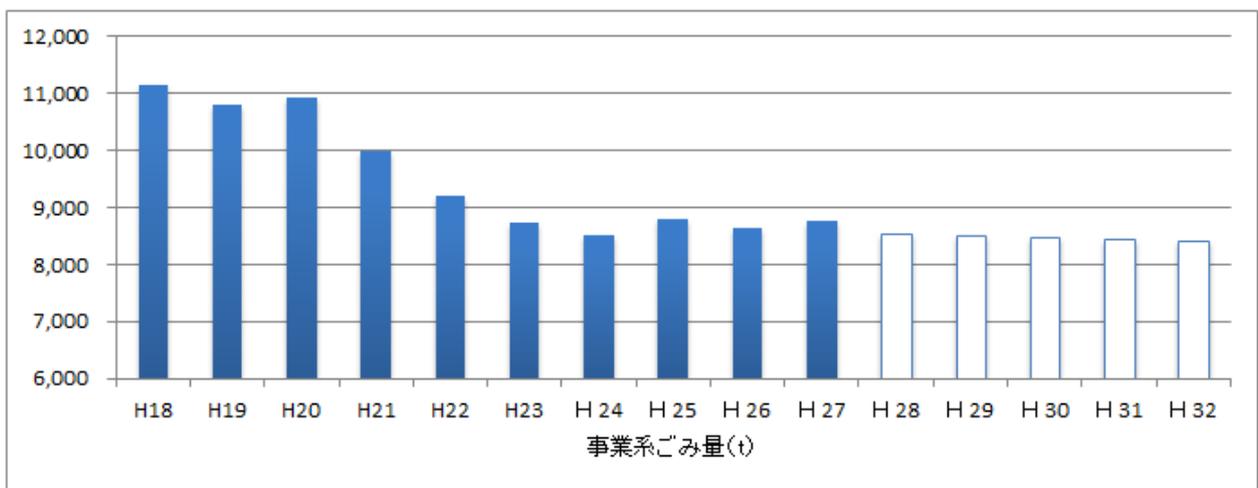
平成 18 年度から平成 27 年度の 10 年間の実績から、家庭系ごみ、事業系ごみ、不法投棄、排出量、集団資源回収量、総排出量、資源化量、最終処分量の 8 種類に分けてごみ排出量を予測します。

予測数値は、それぞれの過去 10 年間の実績と人口の推計値を勘案して算出しています。

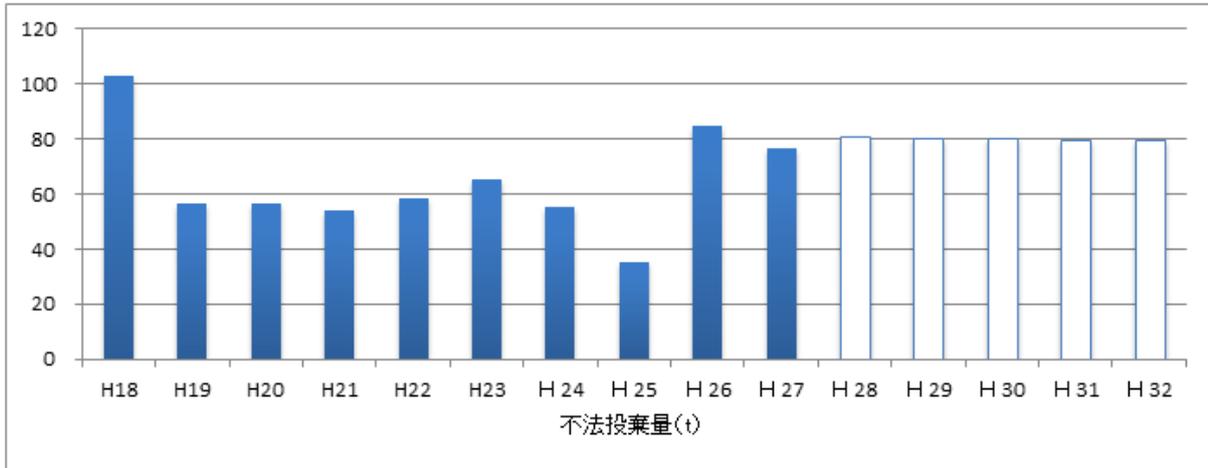
具体的には、平成 27 年度の実績値を軸として、種類ごとに過去 10 年間の増減率を平均化し、それを平成 28 年度から平成 32 年度の人口推計値に乗じたものを予測値としています。



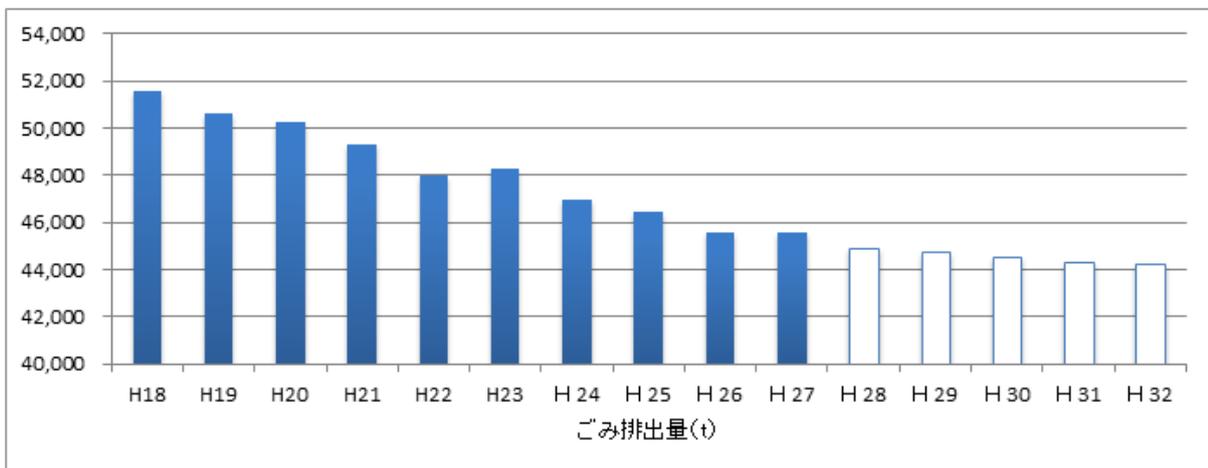
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
家庭系ごみ量(t)	40,299	39,746	39,270	39,252	38,714	39,477	38,396	37,618	36,880	36,707	36,274	36,145	36,004	35,848	35,745



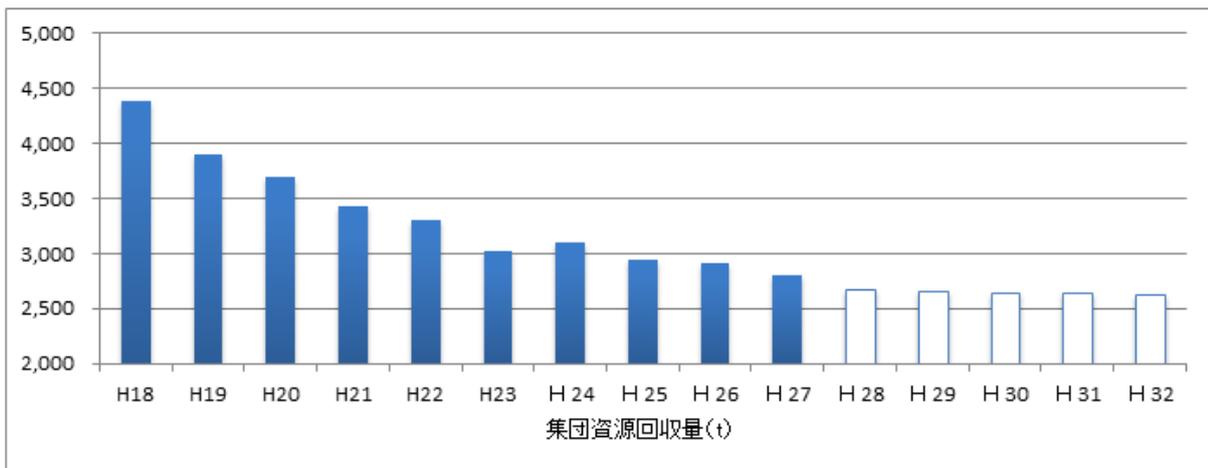
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業系ごみ量(t)	11,143	10,792	10,930	9,990	9,189	8,720	8,515	8,805	8,625	8,774	8,538	8,508	8,474	8,438	8,413



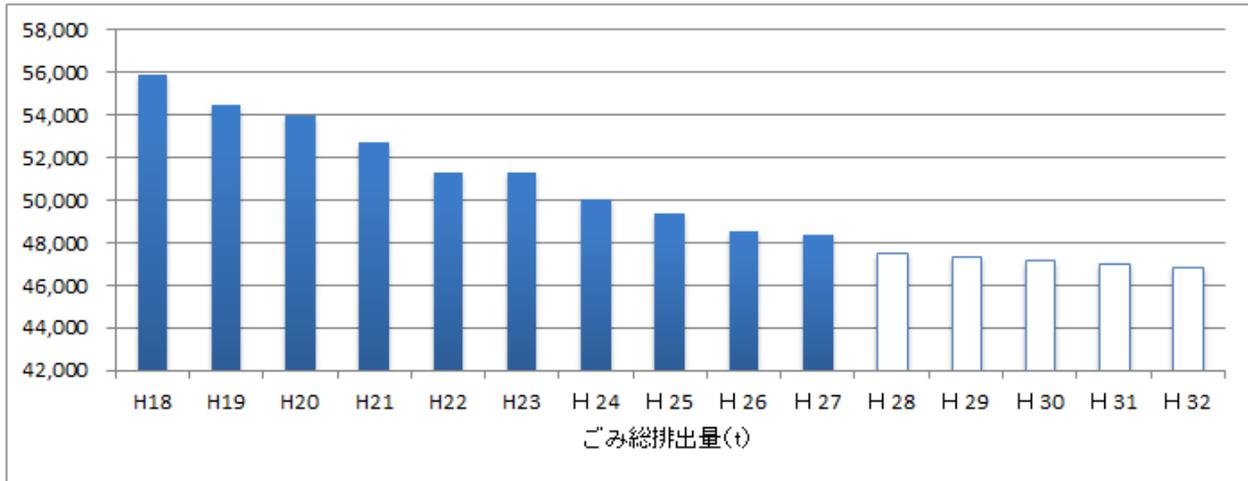
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
不法投棄量(t)	103	57	56	54	58	66	55	35	85	77	81	81	80	80	80



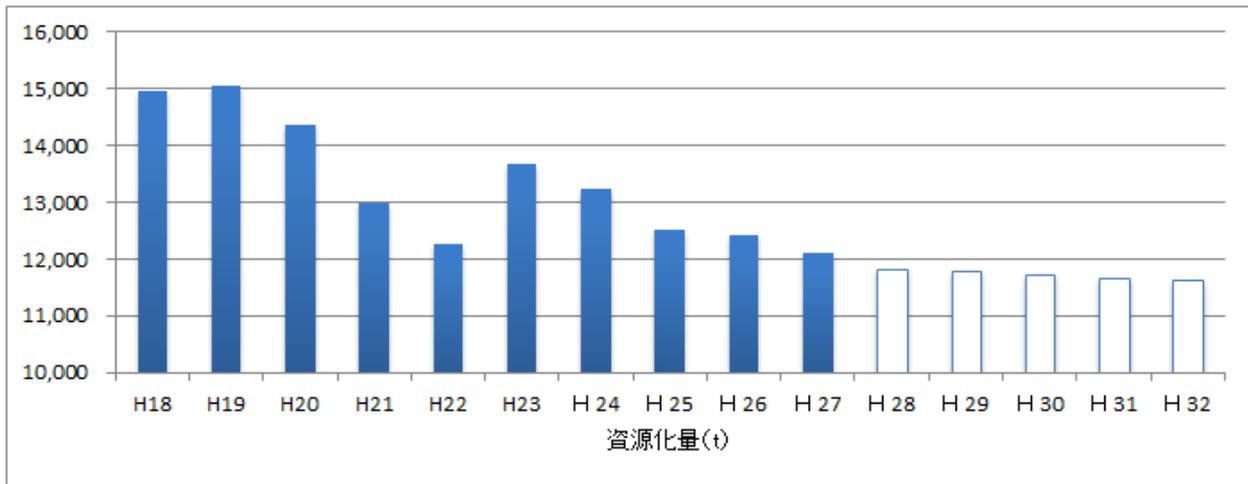
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
排出量(t)	51,544	50,594	50,256	49,297	47,961	48,263	46,966	46,458	45,590	45,558	44,892	44,734	44,559	44,366	44,238



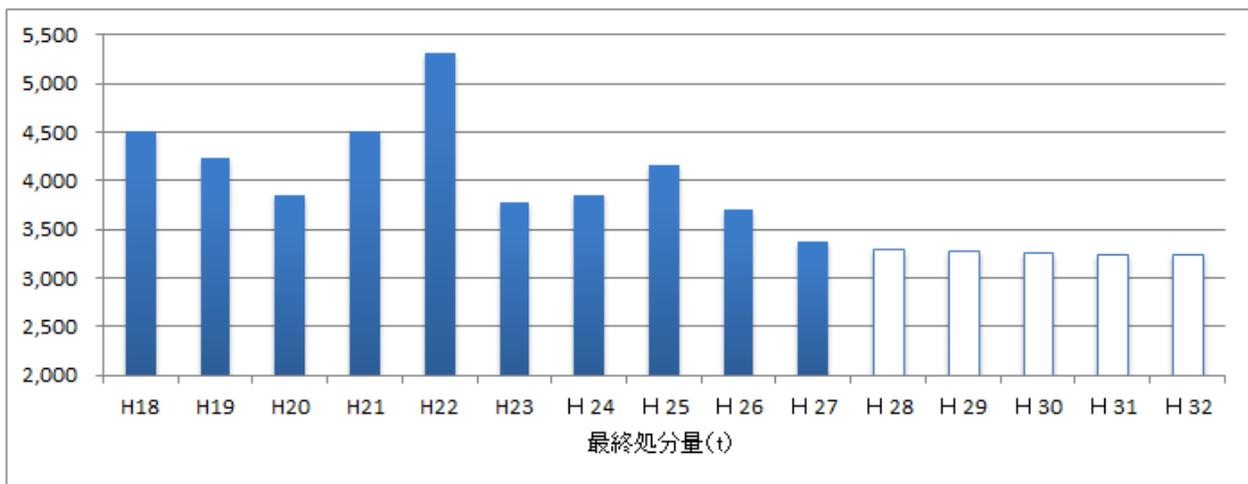
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
集団資源回収量(t)	4,381	3,904	3,702	3,425	3,299	3,021	3,104	2,948	2,917	2,810	2,673	2,663	2,653	2,641	2,634



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
総排出量(t)	55,926	54,498	53,958	52,722	51,260	51,284	50,071	49,407	48,507	48,368	47,565	47,397	47,212	47,007	46,872



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
資源化量(t)	14,952	15,044	14,350	12,974	12,262	13,661	13,224	12,521	12,429	12,103	11,821	11,779	11,733	11,683	11,649



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
最終処分量(t)	4,516	4,235	3,851	4,517	5,305	3,774	3,851	4,153	3,703	3,371	3,293	3,281	3,269	3,254	3,245

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針

1 基本方針

物資的な豊かさをもたらした大量生産、大量消費の経済社会は、大量廃棄型の社会をもたらしました。その結果、大量に発生するごみが環境問題や社会問題を生じさせています。

このような状況から抜け出すために、生産から流通、消費、廃棄に至る全ての過程における物質やエネルギーの効率的な利用やリサイクル、天然資源の消費の抑制と環境への負荷の低減が図られる循環型社会が求められています。そして、さらにごみを減らすために3Rの取り組みが必要とされています。

そこで、本市では、環境への負荷の少ない循環型社会を築いていくために、みんな（市民・事業者・市）の知恵と力でライフスタイルを見直し、ごみの減量・資源化に努め、ごみの発生を最少にします。なお、発生したごみは、可能な限り脱焼却、脱埋立てを進め、安全かつ適正に処理することに努めていきます。

『みんなの知恵と力で目指す循環型社会』

2 基本施策

(1) 環境意識の啓発

ア 意識の向上

ごみの減量は、日常的な市民生活の中で展開されるものであり、問題意識を持つことや循環型社会を目指す意識を育む環境教育が必要です。その動機付けや環境意識の共有化を図るため各種事業を展開します。

イ ボランティアの育成と活用

リサイクルプラザに登録しているボランティアスタッフを中心に、地域や民間等との連携を図り、環境に関して高い意識や関心を持つ市民を育成し、そこから情報発信できる体制の整備を図ります。

(2) ごみ減量の推進

ア ごみ減量の推進

さまざまなリサイクル情報の発信機能を有したリサイクルプラザを有効活用し、体験学習や研修会など各種事業を展開し、ごみの減量を図ります。

(3) リサイクルの推進

ア ごみ分別収集の推進

ごみの分別を徹底することにより、リサイクルを円滑に進めます。また、ごみ分別アプリを活用するなどわかりやすいごみの分別方法を市民に周知します。

イ ごみ資源化の推進

持続可能な循環型社会を形成するため、各種リサイクル法に基づき、ごみの資源化を推進します。また、市民や事業者の協力を得て資源化の定着を図り、資源再利用奨励補助制度や生ごみ処理機器購入費補助制度を推進します。

(4) ごみ処理施設の充実

ア ごみ処理施設の適正管理

ごみ処理施設の適正な運転管理と定期点検整備や基幹的な設備の更新等を行う改修工事を的確に実施し、施設の長寿命化を図るとともに、安全性の確保と処理能力の維持に努めます。

イ 最終処分場の適正管理

最終処分場の延命化を図るとともに、安全かつ適正な維持管理及び環境対策に努めます。

ウ 次期最終処分場の建設準備

次期最終処分場建設に向けた検討・計画の策定及び整備の推進に努めます。

エ 災害対策

県や周辺市町村と連携し、災害に伴って発生した廃棄物を広域的な視点から迅速に処理し、被災地の環境保全と復興を図ります。

第2節 上位計画の数値目標

1 国及び県の計画

国及び県の数値目標

項目	国の設定した目標値			県の設定した目標値
	廃棄物処理法の 基本方針	循環型社会形成 推進基本計画	廃棄物処理施設 整備計画	埼玉県廃棄物処理 基本計画
策定年月	平成 28 年 1 月	平成 25 年 5 月	平成 25 年 5 月	平成 28 年 3 月
基になる 法律名	廃棄物処理法	循環型社会形成 推進基本法	廃棄物処理法	廃棄物処理法
排出量に係 る目標値	目標年次：平成 32 年度 〈一般廃棄物〉 年間排出量を現状（平成 24 年度）に対して、約 12%削減する。	目標年次：平成 32 年度 〈国民、事業者〉 平成 12 年度に対して、 1 人 1 日排出量を約 25%削減する。 〈家庭系一般廃棄物〉 平成 12 年度に対して、 1 人 1 日排出量（資源回 収、資源ごみ等を除く） を約 25%削減する。 〈事業系一般廃棄物〉 平成 12 年度に対して、 約 35%削減する。		目標年次：平成 32 年度 〈家庭系一般廃棄物〉 1 人 1 日あたりの家庭系 ごみ ³⁾ 排出量を 503g にします（平成 25 年度 実績 541g の 7%削 減）。 〈事業系一般廃棄物〉 488 千 t にします（平成 25 年度実績 543 千 t の 10%削減）。
再生利用に 係る目標値	目標年次：平成 32 年度 〈一般廃棄物〉 再生利用率 ¹⁾ を約 27% にする。		目標年次：平成 29 年度 〈一般廃棄物〉 リサイクル率を 26%に する。	
中間処理に 係る目標値			目標年次：平成 29 年度 〈一般廃棄物〉 ごみの減量処理率 ²⁾ を概 ね 100%にする。	
最終処分に 係る目標値	目標年次：平成 32 年度 〈一般廃棄物〉 年間最終処分量を現状 （平成 24 年度）に対し、 約 14%削減する。		目標年次：平成 29 年度 〈一般廃棄物〉 最終処分場の残余年数は 平成 24 年度の水準（20 年分）を維持する。	目標年次：平成 32 年度 〈一般廃棄物〉 1 人 1 日あたりの最終処 分量を 44g にします（平 成 25 年度実績 49g の 10%削減）。

1) 再生利用率＝排出量に対する再生利用量の割合

2) ごみの減量処理率＝年間処理量(収集量＋直搬量)に対する中間処理(焼却、資源化等)量の割合

3) 埼玉県の家庭系ごみとは、生活系ごみから資源ごみを除いたもの

埼玉県の生活系ごみとは、混合ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他のごみ、粗大ごみ
入間市の家庭系ごみとは、家庭から排出されるごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ）
入間市の家庭系ごみと埼玉県の生活系ごみの定義は同じ

2 本市の上位計画

本計画の上位計画にあたる第二次入間市環境基本計画では、6つの基本方針と24の基本施策を設けています。そのうち、ごみ処理に関して以下のような方針、施策、目標を定めています。さらに平成22年12月に設定した進行管理指標を平成27年5月に見直し、具体的施策の進捗を把握しています。

第二次入間市環境基本計画の概要

策定年月	平成22年12月
計画の期間	平成22年度～平成31年度（10年間）
基本方針	環境負荷を低減して、循環型の社会をつくる
基本施策	ごみの減量や再使用・再利用を推進する
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化を推進する 再使用、再利用を推進する 不法投棄やごみの散乱を防止する
進行管理指標	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみの焼却処理量 40,910t/年 生ごみ処理機器購入費補助件数 40基 延べ1,300基 事業系ごみの処理量 9,570t/年 資源再利用団体の登録数、回収量 260団体 3,600t/年 ごみの資源化率（ごみ総回収量に占める割合） 30.0% フリーマーケットの開催回数 年10回 レジ袋削減キャンペーンの実施 年1回 ごみ減量推進活動モデル自治会の数 12自治会 市民清掃デーの参加世帯数及び参加率（参加世帯数／自治会加入世帯数） 40,000世帯 85% 不法投棄パトロール実施回数 週6回 ごみ焼却施設の排出ガス測定回数 年1回
目 標	<ul style="list-style-type: none"> 1人1日あたりのごみ排出量を872g以下にするとともに、市内の年間ごみ排出量を47,961t以下にします。 ごみの資源化率を30%以上にします。 不法投棄やごみの散乱を防止します。

※進行管理指標は、平成27年5月に見直した数値です。

第3節 本計画の数値目標

1 ごみ排出量の目標

平成 24 年度の改訂から評価・目標をより明確にするため、家庭系ごみ及び事業系ごみに対してそれぞれごみ排出量の目標を定めています。家庭系ごみは、1人1日あたりの排出量として、平成 27 年度中間目標 656g、事業系ごみは平成 27 年度中間目標 8,744 t としています。家庭系ごみ及び事業系ごみとも中間目標を達成することは出来ませんでした。焼却施設や最終処分場の延命化のため、更なるごみの削減が必要です。

今回の改訂では、平成 28 年 3 月に改訂した埼玉県廃棄物処理基本計画に準じ、家庭系ごみの排出量を、平成 25 年度実績 686g の 7%削減の 638g、事業系ごみは、平成 25 年度実績 8,805 t の 10%削減の 7,925 t を計画目標とします。

ごみ排出量の目標値

区分	家庭系ごみ	事業系ごみ
現 状 (平成 27 年度)	672g/人/日	8,774 t/年
平成 27 年度 中間目標	目 標	目 標
	656g/人/日	8,744 t/年
平成 32 年度 (計画目標)	638g/人/日 (平成 25 年度比 7%減) 686g*93%/人/日	7,925 t/年 (平成 25 年度比 10%減) 8,805*90% t/年

※平成 27 年度の中間目標は、平成 24 年度の改訂時に設定した数値です。

2 資源化率の目標

資源化率は、平成 23 年度以降 25.0%以上で推移しています。今後も、分別排出の徹底や焼却残渣等の資源化事業、また、新たな資源化施策を展開することにより平成 32 年度までに資源化率を 30%以上に引き上げることを目標とします。

資源化率の目標値

区分	現 状 (平成 27 年度)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (計画目標)
資源化率	25.0%	28%以上	30%以上

3 最終処分量の目標

最終処分量は平成27年度中間目標2,800 t/年以下に対し、平成27年度実績3,371 t/年で、目標を達成できませんでした。

今回の改訂では、平成28年3月に改訂された埼玉県廃棄物処理基本計画を踏まえ、平成32年度の計画目標は、平成27年度実績に対して15%以上削減の2,800 t/年以下とし、中間目標と同じ数値とします。

最終処分量の目標値

区分	平成27年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (計画目標)
最終処分量 *1	3,371 t/年	2,800 t/年以下 (平成20年度比 27%以上削減)	2,800 t/年以下 (平成27年度実績比 15%以上削減)

※平成27年度の中間目標は、平成24年度の改訂時に設定した数値です。

*1 最終処分量：資源化できず焼却処理した後に残る可燃物の灰分、可燃物・不燃物の燃え残りの量であり、市及び県の最終処分場への埋立処分量です。

第4節 個別施策

1 施策の体系

環境意識の啓発	
意識の向上	学校教育との連携の促進 広報紙や市公式ホームページ等を利用したPRの充実 廃棄物を利用した創作展の開催や参加 フリーマーケットの開催によるリユースの促進 廃棄物会計の導入の検討 環境に配慮した商品・サービスを扱う店舗への支援（彩の国エコぐるめ）
ボランティアの育成と活用	NPO等の民間団体との連携の促進 イベントの開催・参加の促進

ごみ減量の推進	
ごみ減量の推進	リサイクルプラザの活用 生ごみ処理機器の購入費補助による普及拡大 家庭系ごみの削減対策の推進 事業者の一般廃棄物排出抑制の推進 ごみ減量アクションプランの作成 家庭系ごみ有料化の検討

リサイクルの推進	
ごみ分別収集の推進	分かりやすいごみ分別の検討 高齢者等のごみ出し支援の検討 ごみ分別アプリの活用 戸別収集の検討 収集体制（頻度）の継続
ごみ資源化の推進	資源再利用奨励補助の推進 学校給食におけるリサイクルの推進 焼却灰の資源化の推進 事業者による生ごみ等の資源化の推進 ごみの資源化の推進

ごみ処理施設の充実	
ごみ処理施設の適正管理	ごみ処理施設の環境保全情報の公開 ごみ処理施設の長寿命化に伴う改修工事の実施 旧ごみ焼却施設（宮寺清掃センター）の解体撤去、跡地利用の検討
最終処分場の適正管理	最終処分場の延命化の推進
次期最終処分場の建設準備	次期最終処分場の建設に向けた検討・計画の策定及び整備の推進
災害対策	災害時における廃棄物収集運搬体制の確立 災害廃棄物の一時保管場所（仮置場）の確保 県、近隣自治体との連携

2 個別施策の目標

基本施策	施策項目	個別施策 内容	現状	目標
			(平成27年度)	(平成29年度～平成32年度)
環境意識の啓発	意識の向上	学校教育との連携の促進 ごみに関する出前講座やごみ処理施設見学などを実施し、環境教育を促進します。 ◆社会体験チャレンジ事業 ◆施設見学 ◆出前講座	◆社会体験チャレンジ 3校 ◆施設見学 15校 ◆出前講座 2回/年	継続
		広報紙や市公式ホームページ等を利用したPRの充実 広報紙や市公式ホームページ等を利用し、各種リサイクル情報の総合的な情報を提供します。 ◆広報いるま・市公式ホームページ掲載 ◆リサイクル情報紙作成 ◆入間ケーブルテレビ等の情報発信	◆広報等による情報提供 ◆リサイクル情報紙の発行 ◆入間ケーブルテレビ等の情報発信	継続
		廃棄物を利用した創作展の開催や参加 空缶、空ビン、ペットボトル、紙パック等を利用したアイデア作品、ごみ処理やリサイクルに関する標語、ポスターを募集し、展示会を開催します。 ◆3R活動推進ポスターコンクールへの参加（応募）	◆ポスターコンクール応募 1回/年	継続 1回/年
		フリーマーケットの開催によるリユースの促進 定期的にフリーマーケットを開催し、リユースの促進による意識啓発を促します。 ◆あおぞらフリーマーケットの開催 1回 ◆ミニフリーマーケットの開催 10回	◆あおぞらフリーマーケット 雨天中止 ◆ミニフリーマーケット 10回/年	継続 11回/年
		廃棄物会計の導入の検討 平成17年に改正された廃棄物処理基本計画方針において一般廃棄物事業のコスト分析手法が示されました。当市ではこれに基づき導入について調査・研究を行いましたが、導入自治体が少ないことや事務量の増加・複雑化等の理由から導入は時期尚早であると結論付けました。今後も導入について県内自治体の状況を把握しつつ研究を継続します。	研究・検討	研究
		環境に配慮した商品・サービスを扱う店舗への支援（彩の国エコぐるめ） 埼玉県では、食品ロスや食品廃棄物を減らす取り組みとして、「彩の国エコぐるめ事業」を実施しています。市は、この取り組みに賛同し、「入間市食品衛生協会」及び「入間市料飲業組合」と協働で市民へ啓発を行います。 ◆県「彩の国エコぐるめ事業」への登録	◆彩の国エコぐるめ事業 22店登録	推進 50店舗
	ボランティアの育成と活用	NPO等の民間団体との連携の促進 地域活動の核となるNPO等の民間団体と連携を促進し、地域とのネットワークを広げます。	—	研究・検討
イベントの開催・参加の促進 講演会の開催やイベント等への参加により、ごみ減量・資源化等の意識啓発を図ります。 ◆ごみ減量・資源化に関する講演会の開催 ◆リサイクルフェア（入間万燈まつり）の参加 ◆環境フェアの参加		◆講演会の開催 ◆各種事業への参加 2回/年	継続 3回/年	

※現状（平成27年度）にある「—」は、実績数値にて表記できないもの。

基本施策	施策項目	個別施策 内容	現状 (平成27年度)	目標
				(平成29年度～平成32年度)
ごみ減量の推進	ごみ減量の推進	リサイクルプラザの活用 循環型社会の構築に向け、リサイクルプラザを情報発信の拠点として、市民ボランティアを中心に各種事業を展開します。 ◆リサイクルの日開催 ◆体験教室 ◆夏休み親子体験教室 等	◆リサイクルの日の開催 10回/年 ◆各種教室への参加 2,433人/年	推進 リサイクルの日 10回 各種教室への参加 3,000人/年
		生ごみ処理機器の購入費補助による普及拡大 生ごみ処理機器の購入者に対して購入費の一部を補助することで、生ごみの家庭内処理を促進し、生ごみの減量及び資源化を図ります。 ◆コンポスター世帯 2基まで ◆電気式 一世帯1基まで	26基/年	推進 40基/年
		家庭系ごみの削減対策の推進 買い物におけるマイバッグの利用や、ごみを出さない生活スタイルを推進します。また、先進事例によるごみ減量施策について調査・研究します。 ◆マイバッグ推進キャンペーン 2日間 ◆ごみ推進地区事業(説明会) 12自治会	◆672g/人/日 ◆マイバッグキャンペーン 2日 ◆ごみ減量推進地区説明会 12自治会	推進 638g/人/日 マイバッグキャンペーンの実施 ごみ減量推進地区説明会 12自治会
		事業者の一般廃棄物排出抑制の推進 県と連携し事業者系ごみ削減キャンペーンを実施します。また、搬入前の内容物検査を強化します。 ◆事業者系ごみ削減キャンペーン(チラシ配布等) ◆事業者系ごみ搬入検査	◆事業者系ごみ 8,774t/年 ◆チラシ配布 ◆搬入検査 2日	推進 事業者系ごみ 7,925t/年 搬入検査2日
		ごみ減量アクションプランの作成 ごみ減量・資源化に関する行動計画(5ヵ年計画)を継続的に作成します。	◆第3次ごみ減量・資源化に関する行動計画(25年度～28年度)	29年度計画作成
		家庭系ごみ有料化の検討 ごみ減量推進、ごみ排出量に応じたコスト負担、意識の向上を進めるために、家庭系ごみ有料化について検討します。	—	研究・検討

※現状(平成27年度)にある「—」は、実績数値にて表記できないもの。

基本施策	施策項目	個別施策 内容	現状 (平成27年度)	目標
				(平成29年度～平成32年度)
リ サイ クル の 推 進	ごみ分別収集の推進	分かりやすいごみ分別の検討 排出者の利便性や収集効率等を考慮し、分かりやすいごみの分別方法を研究、検討します。 また、必要に応じて分別ガイドを改訂します。 ◆平成26年度ごみチャンネル（改訂済）	◆ごみチャンネル改訂 ◆アプリの導入	継続
		高齢者等のごみ出し支援の検討 高齢者や障害者でごみ出しが困難な方のため、支援策を検討します。	研究・検討	研究・検討
		ごみ分別アプリの活用 ごみ分別アプリを活用し、分別方法や各種イベント情報の配信を行い、ごみの適正な分別、資源化等を促進します。	◆分別アプリダウンロード数 1,852件	推進 ダウンロード数 6,000件
		戸別収集の検討 排出者責任の明確化、市民の利便性向上、集積場所選定の困難性を考慮して、戸別収集について検討します。	研究・検討	研究・検討
		収集体制（頻度）の継続 ごみのさらなる減量・資源化に向け、現在の分別区分及び収集頻度（体制）等研究、検討します。	研究・検討	研究・検討
	ごみ資源化の推進	資源再利用奨励補助の推進 古紙類、古布類（繊維）等の資源化を推進するため、資源回収登録団体に対して奨励補助を行い、資源再利用の促進を図ります。	◆登録団体数 195団体 ◆2,810 t/年	推進 260団体 3,600 t/年
		学校給食におけるリサイクルの推進 学校給食センターにおける生ごみの資源化を今後も継続します。	◆元気くん 5kg 425袋	継続
		焼却灰の資源化の推進 焼却灰の資源化を維持・推進し、最終処分場の延命化と資源化率の向上を目指します。	1,000 t/年	推進 1,200t/年
		事業者における生ごみ等の資源化の推進 スーパーやコンビニエンスストア、飲食店等から排出される生ごみ等の資源化を推進します。	—	研究・検討
		ごみの資源化の推進 ・プラスチック類やペットボトルなどの資源化を継続的に取り組んでいきます。	◆資源化率 25%	推進 資源化率 30%
		・混合カレットの資源化を推進します。	混合カレットの資源化 ◆663 t/年	推進 700 t/年
		・小型家電リサイクル事業を推進します。	回収量 ◆126 t/年	推進 150 t/年
		・雑がみリサイクル事業を推進します。	—	推進

※現状（平成27年度）にある「—」は、実績数値にて表記できないもの。

基本施策	施策項目	個別施策 内容	現状 (平成27年度)	目標
				(平成29年度～平成32年度)
ごみ処理施設の充実	ごみ処理施設の適正管理	ごみ処理施設の環境保全情報の公開 ごみ焼却施設から発生する排ガス分析結果等を公開します。	◆ホームページ2回/年	継続
		ごみ処理施設の長寿命化に伴う改修工事の実施 現行施設は稼働後約20年経過し、設備機器の多くが耐用年数を迎えますが、新たな施設の建設には膨大な予算と住民合意が必要なことから、現施設の延命化のための修繕及び改修工事を実施していきます。	◆修繕・改修工事の実施	継続
		旧ごみ焼却施設（宮寺清掃センター）の解体撤去、跡地利用の検討 旧ごみ焼却施設を安全に解体撤去し、跡地の有効利用を図るための検討を行います。	—	研究・検討
	最終処分場の適正管理	最終処分場の延命化の推進 残余容量を把握し、延命化に伴う埋立可能年数を算定します。また、施設の適正な維持管理を行います。	実施	推進
	次期最終処分場の建設準備	次期最終処分場建設に向けた検討・計画の策定 新たな最終処分場の建設に向けた検討を行い、計画策定に取り組みます。	実施	計画策定
	災害対策	災害時における廃棄物収集運搬体制の確立 災害時、ごみやし尿の収集など応急的対策を的確にかつ迅速に実施できる体制を確立します。	◆し尿収集災害協定 28年2月	継続
		災害廃棄物の一時保管場所（仮置場）の確保 災害時、がれき類などの災害廃棄物の一時保管場所を確保することで、市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現します。	◆仮置場 3ヶ所	継続 3ヶ所
		県、近隣自治体との連携 県をはじめ、近隣自治体等と広域的な連携体制を構築します。	◆相互応援協定ダイア4市 ◆相互支援協定県内市町村	継続

※現状（平成27年度）にある「—」は、実績数値にて表記できないもの。

「継続」とは、現状値を維持し、さらに現状値以上を目標とする。

「推進」とは、現状値まで達成していないため、現状値以上を目標とする。

第5章 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

第1節 処理の現状

1 処理の実績

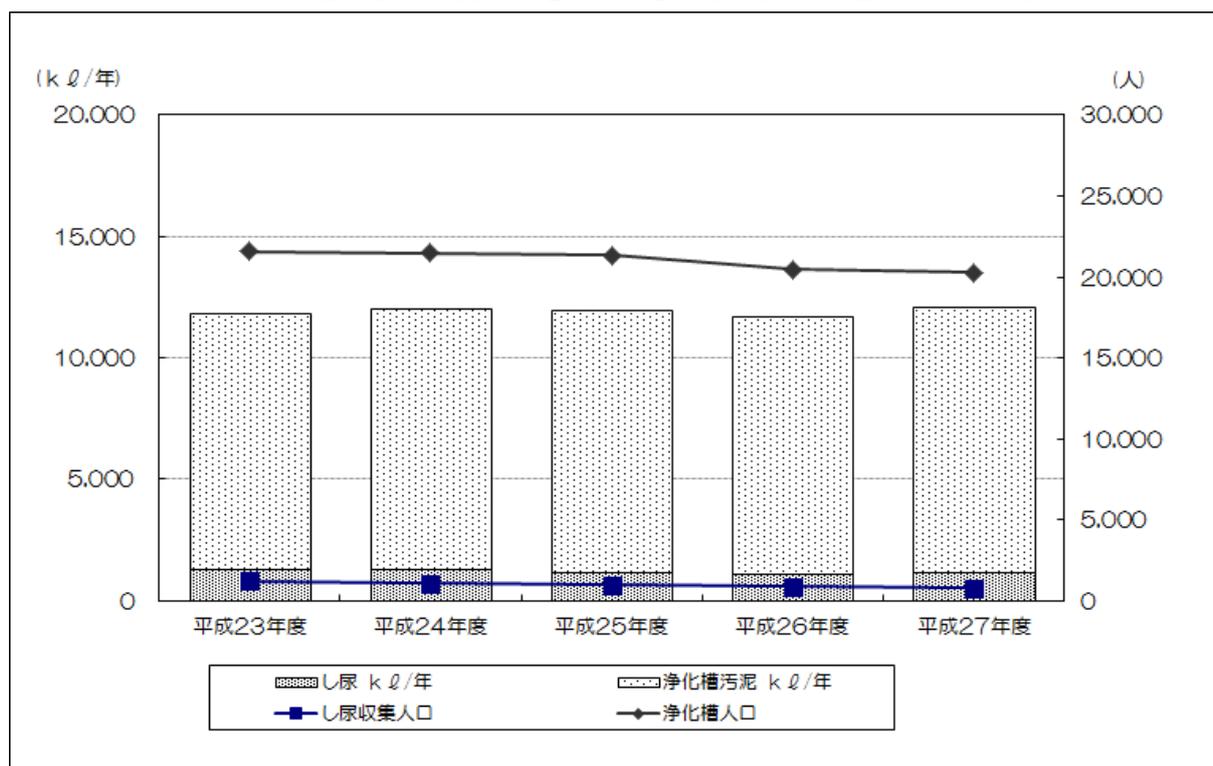
し尿収集人口は、平成23年度から平成27年度までの5年間に448人（▲36.5%）、浄化槽人口は1,328人（▲6.1%）と、それぞれ減少していますが、し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量は、平成23年度から平成27年度までの5年間ほぼ横ばいで推移しています。その理由としては、合併浄化槽の普及や市内の商業施設等からの収集量が増加したことによるものです。また、平成27年度の増加につきましては、市域では開発等が盛んに行われており、工事現場に設置される仮設トイレからの収集量が増加したことによるものです。

し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量及びし尿収集・浄化槽人口の実績

区分	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kℓ/年	11,847	12,023	11,981	11,661	12,101
し尿	kℓ/年	1,303	1,289	1,147	1,087	1,157
浄化槽汚泥	kℓ/年	10,545	10,734	10,834	10,574	10,944
1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kℓ/日	32.5	32.9	32.8	32.0	33.2
し尿	kℓ/日	3.6	3.5	3.1	3.0	3.2
浄化槽汚泥	kℓ/日	28.9	29.4	29.7	29.0	30.0
し尿収集人口	人	1,229	1,074	968	897	781
浄化槽人口	人	21,597	21,475	21,322	20,463	20,269

（端数整理（四捨五入）の都合上、合計が異なる場合があります。）

し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量及びし尿収集・浄化槽人口の推移



2 収集・運搬体制

収集・運搬体制

区 分	体 制
し尿	許可
浄化槽汚泥	許可

3 処理施設

本市におけるし尿処理は、日高市と組合を設置し、し尿の中間処理に関する事務を行っています。

し尿処理施設の概要

施設名称	入間西部衛生組合清掃センター	
所在地	日高市大字上鹿山 792-4	
稼動年度	昭和 56 年度（平成 13・14 年度 大規模改修）	
し尿処理施設	処理対象	し尿、浄化槽汚泥
	主処理方式	低希釈高負荷脱窒素処理方式＋膜分離方式
	高度処理	凝集膜分離＋活性炭吸着
	汚泥処理	濃縮＋遠心脱水
	脱臭処理	薬液洗浄＋活性炭吸着
放流先	小畔川→1級河川 荒川	

第2節 処理計画

1 収集・運搬計画

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理することはもちろん、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるための計画的な収集を行います。

2 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、入間西部衛生組合（構成市：入間市、日高市）が所管するし尿処理施設において適正処理に努めます。

3 最終処分計画

水処理過程から発生するし渣・汚泥は、脱水後、民間施設で再利用しており、今後も適正に処分していきます。

4 将来計画

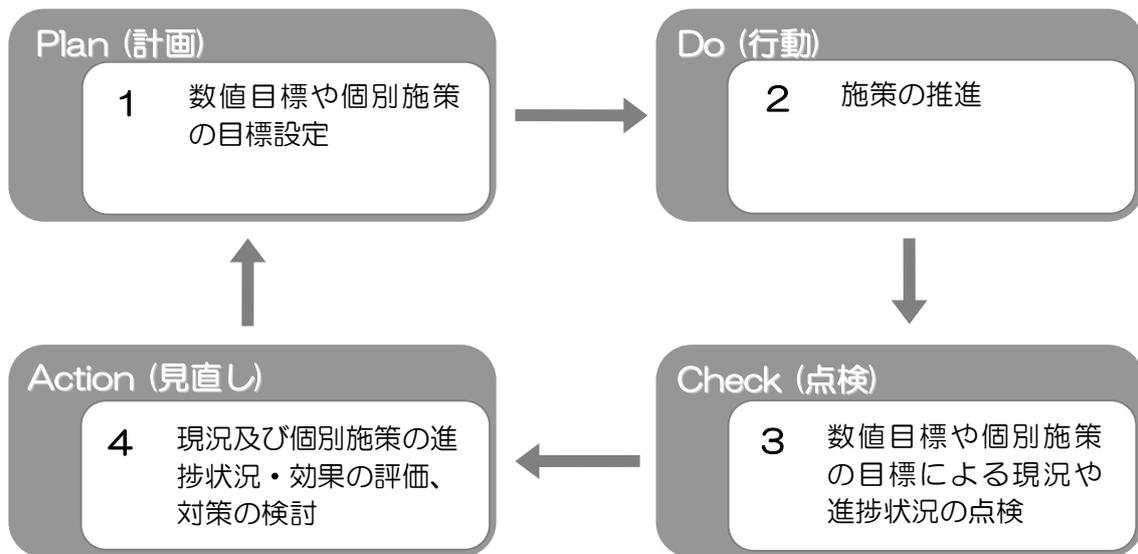
処理施設の老朽化等により施設整備を含めた処理方式の変更及び、日高市公共下水道への放流を計画中です。

第6章 計画の進行管理と推進体制

基本方針である『みんなの知恵と力で目指す循環型社会』を目指すためには、計画の進行管理が必要です。そのため、大きな数値目標や各施策に個別目標を用いて、進捗状況の把握・評価を行います。また、適正な進行管理を行うため、市自らが評価するとともに、廃棄物減量等推進審議会、ごみ減量化等推進協力会のほか市民、事業者、民間団体からの意見・提言を受け、評価を行います。

第1節 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルの概念に基づき、数値目標や個別施策の目標を用いることで、進捗状況の把握・評価を行います。なお、市民・事業者・行政の協働によるごみの減量や環境負荷の軽減を推進するためには、意識・行動・情報などの共有が必要となります。このため、ホームページなどを利用して、ごみ処理の現況、数値目標や個別施策の進捗状況に関するデータなどを分かりやすく公開します。また、小さいサイクルと大きいサイクルに分けて点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直すことでサイクルの維持と目標の達成に努めます。



サイクル	主な点検評価項目	見直しの内容
小さなサイクル (1年間)	個別施策 個別目標	個別施策や個別目標の達成状況により、内容を見直し、個別目標の達成を図ります。
大きなサイクル (5年間)	基本施策 数値目標	基本施策や数値目標の達成状況を踏まえて、新たな基本施策や数値目標の必要性を検討し、基本計画の見直しを行います。

第2節 個別施策の目標を利用した進行管理

1 現況や取り組み状況の点検・評価

ごみ処理の現況や市、市民、事業者の取り組み状況について、数値目標や個別施策の状況を点検・評価します。取り組み状況を集約・整理し、情報提供した上で、廃棄物減量等推進審議会、ごみ減量化等推進協力会をはじめ、市民、事業者、民間団体から意見・提言を受けます。

2 年次報告書の作成

ごみ処理の現況や市、市民、事業者の取り組み状況を、年次報告書（ごみ減量・資源化に関する行動結果報告書、ごみ減量推進事業報告書等）として作成します。年次報告書は分かりやすいものとし、市民や事業者の環境に対する理解を深め、自発的な活動を促すために役立つものとなるよう工夫します。

第3節 計画の推進体制

1 入間市廃棄物減量等推進審議会が担う役割

入間市廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量、適正な処理等に関する基本的事項について調査審議を行い、意見・提言を行っていく役割を担います。

2 入間市ごみ減量化等推進協力会が担う役割

入間市ごみ減量化等推進協力会は、快適で住みよい環境づくりを推進するため、ごみの減量化、再利用及び再資源化、その他ごみの適正な処理に関する市の施策に協力し、また意見・提言を行っていく役割を担います。

一般廃棄物処理基本計画の推進体制図

